新洲本市総合計画
（案）

平成 30 年 4 月

洲本市総合基本計画審議会

目　次

序　論 1

第１章　計画の概要 3
1　計画策定の目的 3
2　計画の役割 4
3　計画の構成と期間 5
第２章　洲本市の現状と課題 6
1　統計データからみる洲本市のすがた 6
2　各種調査等からみる洲本市のすがた 10
3　洲本市の地域課題 12

基　本　構　想 17

第１章　まちづくりビジョン 19
1　将来都市像 19
2　将来人口（戦略人口） 20
3　土地利用の基本的な方向性 24
第２章　まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標 26
第３章　施策の体系 28

基　本　計　画 29

第１章　市民生活と地域を支える社会基盤の充実 31
第１節　調和のとれた土地利用の促進 31
第２節　にぎわいのある中心市街地整備と景観形成 32
第３節　道路・交通網の整備 34
第４節　住宅・宅地の整備 37
第５節　水質保全の推進と浸水安全度の向上 39
第６節　地域情報化の推進 41
第７節　消防・防災対策の推進 43
第８節　交通安全・防犯対策の推進 45
第９節　消費者・生活者が主役となる社会の促進 47
第２章　自然環境の保全と暮らしやすさとの調和 49
第１節　環境保全の推進と生活環境の充実 49
第２節　資源循環型社会の形成 51
第３節　公園・緑地・水辺の整備 53
第４節　交流活動の推進と定住環境の整備 54
第３章　市民が活躍できる地域と仕組みの構築 56
第１節　市民参画と協働の推進 56
第２節　コミュニティ活動の促進 58
第３節　国内外との地域間交流の促進 60
第４節　人権尊重社会の形成 62

第５節　男女共同参画社会の形成 64
第６節　時代に対応した行財政運営の推進 66
第４章　郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成 69
第１節　学校教育の充実 69
第２節　生涯学習の振興 72
第３節　青少年の健全育成 74
第４節　地域文化の振興 76
第５節　生涯スポーツの振興 78
第５章　地域産業の育成と新産業の創造 80
第１節　観光の振興 80
第２節　農林業の振興 83
第３節　水産業の振興 87
第４節　商工業の振興 89
第５節　地域資源を活かした新産業の創出 91
第６節　雇用・勤労者対策の充実 93
第６章　生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出 95
第１節　子育て支援の充実 95
第２節　高齢者施策の充実 97
第３節　障害者施策の充実 100
第４節　地域福祉の充実 102
第５節　健康づくり・医療体制の推進 104
第６節　社会保障制度の適正な運営 107

序　論

第１章　計画の概要

１　計画策定の目的

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少過程に入っており、平成 28（2016）年には 1 億 2,693 万人にまで減少しています。また、年間出生数についても、平成 28（2016）年に 97 万7千人となり、明治 32（1899）年の統計開始以来、初めて 100 万人を割り込んでいます。

こうした少子化や高齢化、人口減少の急速な進展に加え、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対する危機管理意識の高まり、エネルギー・環境に対する意識の変化など、我が国の社会・経済の情勢は大きく変動しています。

本市においては、旧洲本市と津名郡五色町との合併による新たな“洲本市”の誕生から 10 年が経過し、全国的に人口減少が進む中で、「戦略的な対応」が求められていることから、市として主体的に実施している多種多彩な事務・事業に加え、市民や地域団体、企業などとの連携・協働による取組も進めています。

さらには、本市を中心とした新たな広域連携モデルである「淡路島定住自立圏」や「地方創生」制度を活用し、神戸市・芦屋市・淡路市と連携した“島＆都市デュアル”プロジェクトを始動させるなど、近隣自治体との広域的な連携・協働も図っており、「次の 10 年」に向けた取組を進めています。

こうした中で、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間を計画期間とした「洲本市総合基本計画」が終了となります。

本市を取り巻く社会・経済情勢などを踏まえ、新しい市政運営の目標とその実現方法を明確にし、計画的なまちづくりを進めるための指針として、2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度までの 10 年間を計画期間とする新たな「洲本市総合計画」を策定します。

2　計画の役割

総合計画は、本市のまちづくりにおける行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”です。そのため、本計画は、今後の本市のまちづくりの方向性を示すものであり、次のような役割を持ちます。

総合計画の役割

＜役割①＞　事業計画の連動性を高めるための指針

本計画は、本市のにぎわい・活力づくりのため、各事業計画がより効率的に機能するよう連動性を高め、大所高所的な見地から策定される指針となるものです。

＜役割②＞　参画・協働によるまちづくりの共通目標

本計画は、市民に対して今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民ひとりひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

＜役割③＞　自治体経営を進めるための総合指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい自治体経営の確立に向けて、さまざまな施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための総合指針となるものです。

＜役割④＞　広域行政に対する連携の基礎

本計画は、国や県、周辺自治体などとの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

3　計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「基本計画」の２つの枠組みで構成します。

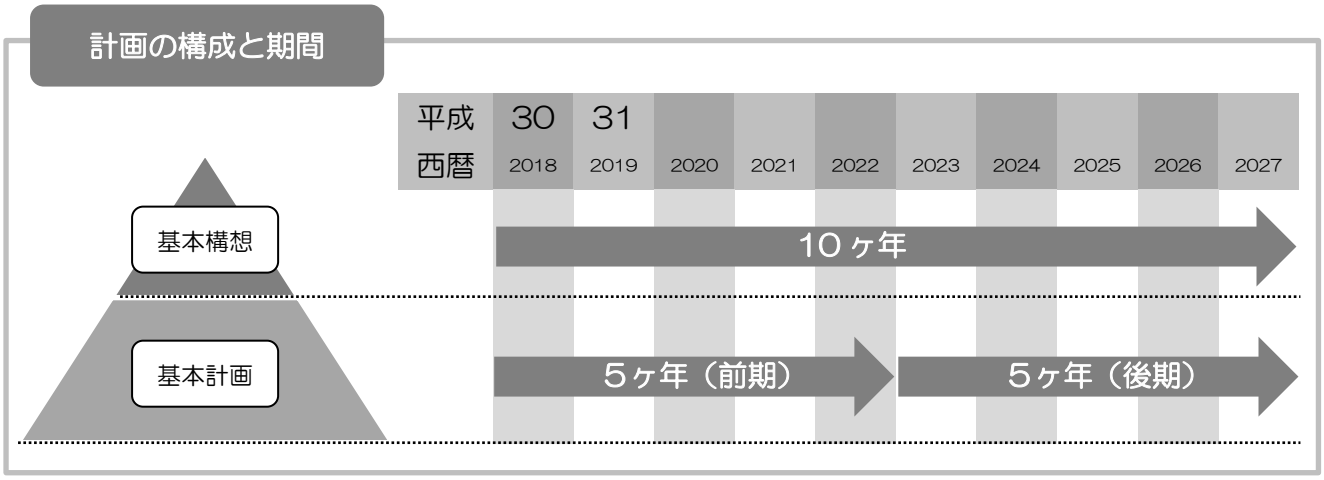

◆　基本構想

基本構想は、本市のめざすべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度までの 10 年間とします。

◆　基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策を体系的に示すものです。

計画期間は、基本構想と同じく 2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度までの 10 年間としますが、前期 5 年、後期 5 年に区分し、急速に変化する社会・経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ることとします。

◆　各個別計画との整合

総合計画は、「洲本市総合戦略」をはじめとする各個別計画との整合を図ることとします。

第２章　洲本市の現状と課題

１　統計データからみる洲本市のすがた

（１）人口・世帯

本市の人口は平成７年以降減少しており、平成 27 年には 44,258 人と 20 年間で 8,000 人程度（16.2%）減少しています。世帯数については平成 12 年以降減少しており、平成 27 年には 18,081 世帯と、15 年間で 750 世帯程度減少しています。

年齢３区分別人口の過去 20 年間の変化率をみると、年少人口（0～14 歳）は 38.9%、生産年齢人口（15～64 歳）については 27.1%減少している一方で、老年人口（65 歳以上）は 32.3%増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

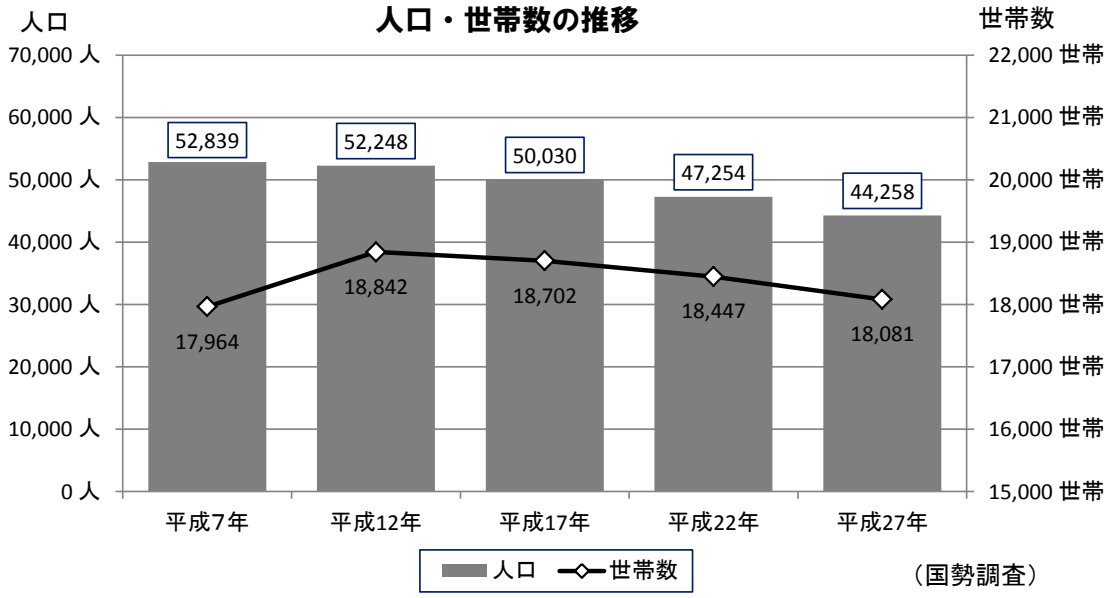

（国勢調査）

（単位：人、世帯）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成7年⇒平成27年の変化率
人口総数	52,839	52,248	50,030	47,254	44,258	−16.2%
年少人口（0～14歳）	8,454（16.0%）	7,632（14.6%）	6,923（13.8%）	6,109（12.9%）	5,168（11.7%）	−38.9%
生産年齢人口（15～64歳）	33,268（63.0%）	32,227（61.7%）	30,240（60.4%）	27,608（58.4%）	24,238（54.9%）	−27.1%
老年人口（65歳以上）	11,117（21.0%）	12,389（23.7%）	12,867（25.7%）	13,484（28.5%）	14,712（33.3%）	32.3%
世帯数	17,964	18,842	18,702	18,447	18,081	0.7%
一世帯当たり人員	2.94	2.77	2.68	2.56	2.45	―

（国勢調査）

※ 平成 17 年までの人口は、合併前の２市町の人口を合算したものです。
※ 端数処理の関係で、年齢階層別の比率の合計が 100%にならない場合があります。
※ 年齢不詳の人がいるため、各年齢層の合計と、総人口が一致しない場合があります。

（2）人口動態

本市の自然増減（出生・死亡者数）の過去５年間の推移をみると、各年で死亡者数が出生数を概ね 300 人程度上回っており、自然減が続いている状況です。

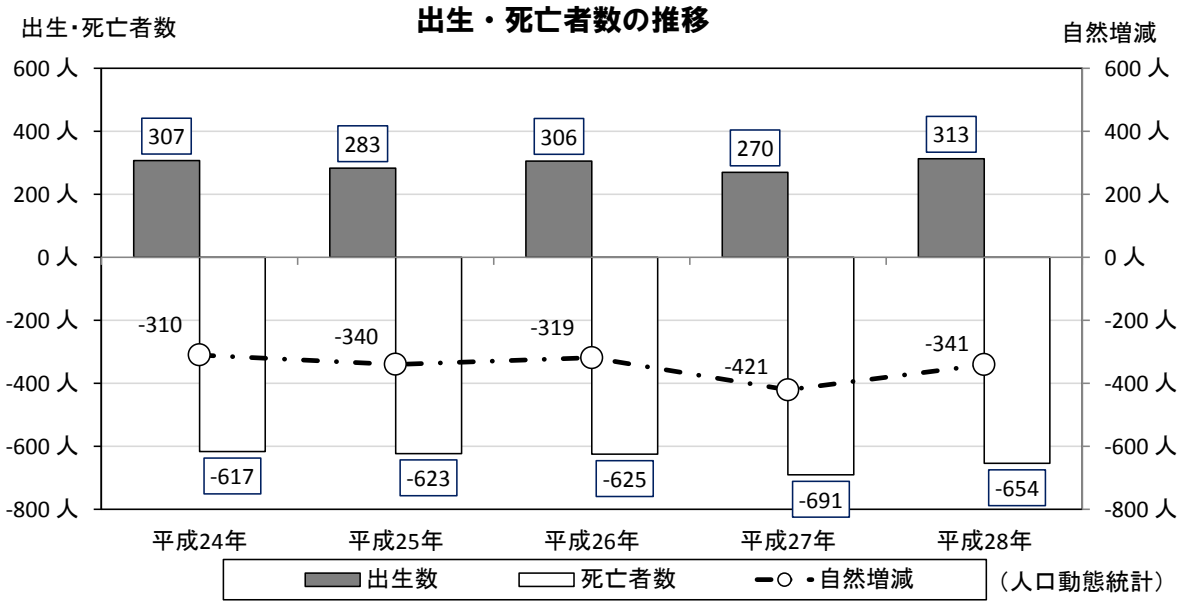

本市の社会増減（転入・転出者数）の過去５年間の推移をみると、各年で転出者数が転入者数を概ね 200 人前後上回っており、社会減が続いている状況です。

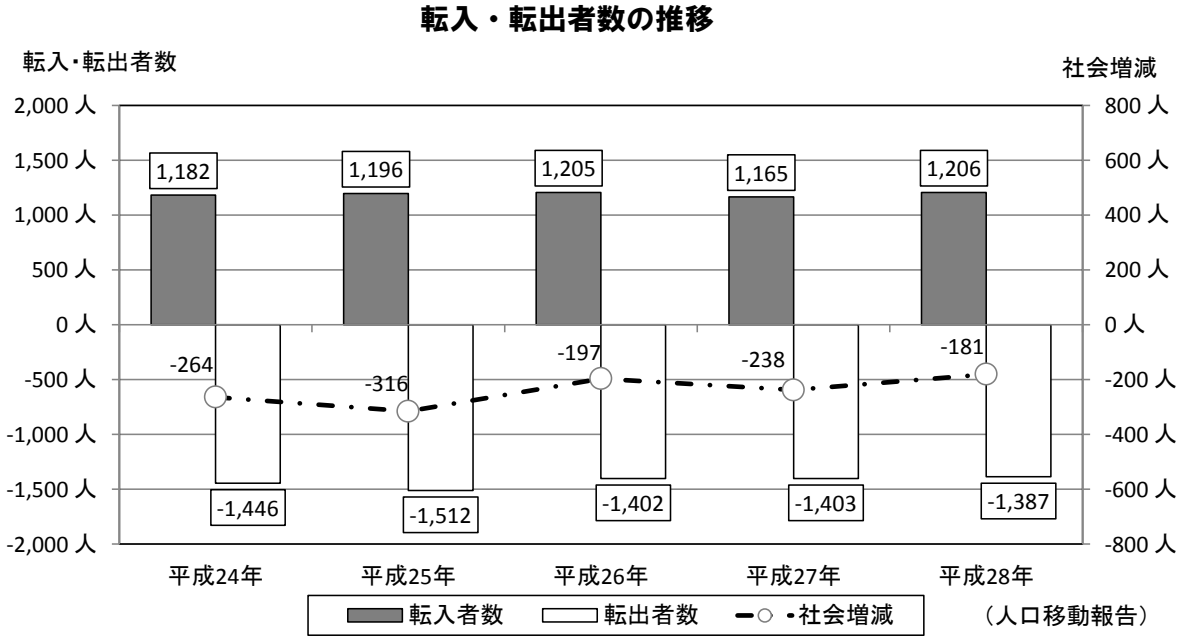

（3）産業

本市の就業者数の推移をみると、平成 12 年の 26,829 人から平成 27 年には 21,092 人と、15 年間で 5,600 人程度（21.4%）の減少となっており、就業率も 5.9 ポイント減少しています。

産業分類ごとの内訳をみると、第１次産業、第２次産業、第３次産業のすべての就業者数が減少しており、特に第２次産業については平成 12 年の 7,535 人から平成 27 年には 4,621 人と 15 年間で 2,900 人程度（38.7%）の減少となっています。また、第１次産業についても、平成 12 年の 3,658 人から平成 27 年に 2,481 人と 15 年間で 1,200 人程度（30.4%）の減少となっています。

就業者数と就業率の推移

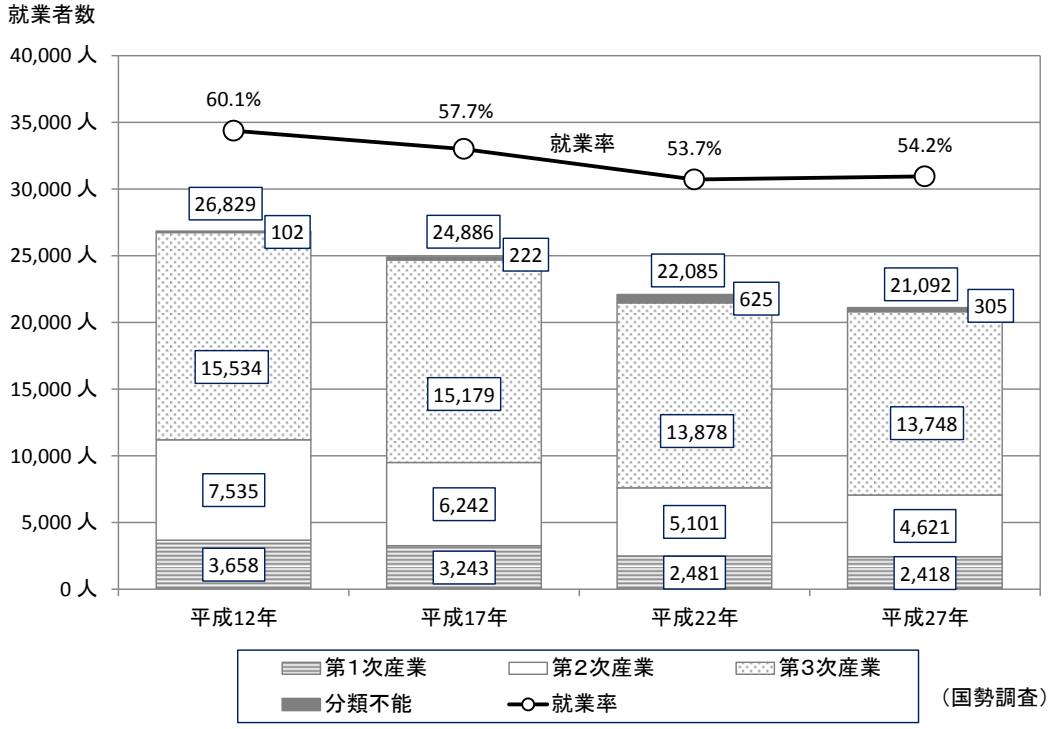

（国勢調査）

（単位：人）

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		平成12年⇒平成27年の変化率
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
総就業者数	26,829	100.0%	24,886	100.0%	22,085	100.0%	21,092	100.0%	−21.4%
第1次産業	3,658	13.6%	3,243	13.0%	2,481	11.2%	2,418	11.5%	−33.9%
第2次産業	7,535	28.1%	6,242	25.1%	5,101	23.1%	4,621	21.9%	−38.7%
第3次産業	15,534	57.9%	15,179	61.0%	13,878	62.8%	13,748	65.2%	−11.5%
分類不能	102	0.4%	222	0.9%	625	2.8%	305	1.4%	199.0%
15歳以上人口	44,616		43,107		41,092		38,950		−12.7%
就業率	60.1%		57.7%		53.7%		54.2%		―

（国勢調査）
※就業率は15歳以上人口に占める就業者の割合

（4）観光

本市の観光入込客数の過去４年間の推移をみると、平成 26 年までは減少傾向で推移していますが、平成 27 年には増加に転換し 1,209 千人となっています。

淡路地域の観光入込客数については、平成 26 年に大幅に増加していますが、これは淡路市の観光入込客数の増加が大きな要素となっています。また、淡路地域の観光消費額についても、平成 26 年は大幅に増加しています。

淡路地域の観光入込客数について、３市の構成比をみると、本市は１割程度ですが、洲本温泉の知名度もあって、宿泊客の比率は５割を超えています。

淡路地域の観光入込客数と観光消費額の推移

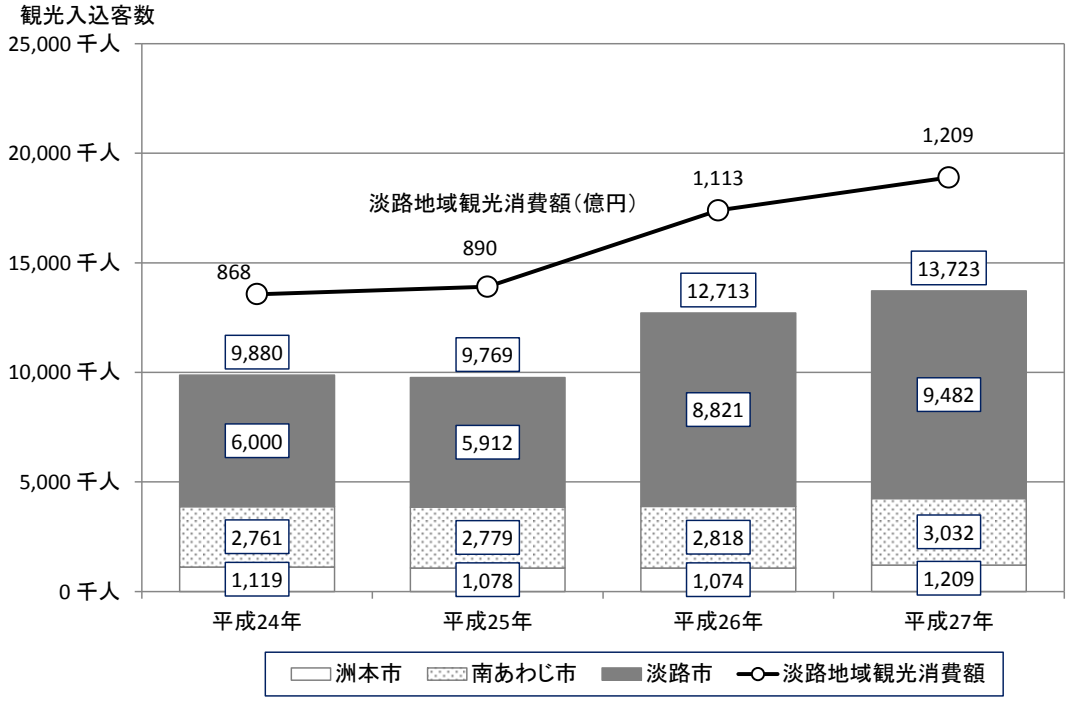

（兵庫県観光客動態調査報告書）

（単位：千人、億円）

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成12年⇒平成27年の変化率
	入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比	
淡路地域観光入込客数	9,880	100.0%	9,769	100.0%	12,713	100.0%	13,723	100.0%	38.9%
洲本市	1,119	11.3%	1,078	11.0%	1,074	8.4%	1,209	8.8%	8.0%
南あわじ市	2,761	27.9%	2,779	28.4%	2,818	22.2%	3,032	22.1%	9.8%
淡路市	6,000	60.7%	5,912	60.5%	8,821	69.4%	9,482	69.1%	58.0%
淡路地域観光消費額	868		890		1,113		1,209		39.3%

（兵庫県観光客動態調査報告書）

2　各種調査等からみる洲本市のすがた

（1）アンケート調査

本市では、今後のまちづくりに関する市民の意向の把握に向けて、平成 27 年度に次の２種類のアンケート調査を実施しました。

「洲本市の地域創生」に関するアンケート調査	対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
一般市民向けアンケート	18 歳～80 歳の洲本市民	2,000	677	33.9%
中高生向けアンケート	市内の中学校・高校の生徒（定時制の高校生を除く）	2,775	2,647	95.4%

同アンケート調査結果から、主に次のような市民の意向を把握しています。

【洲本市での居住意向について】

＜一般市民＞

◇約５割が「これからも洲本市に住み続けたい」と回答
◇市外に転居したい理由は「生活の利便性（買物・交通など）」「まちの活気」「働く場の不足」に関する回答の割合が高い

＜中高生＞

◇約５割が「居住意向あり」と回答
◇洲本市に戻りたくない理由は「職業の選択肢の多様性」「生活の利便性（買物・交通など）」に関する回答の割合が高い

【洲本市の魅力】

＜一般市民＆高校生＞

◇一般市民、中高生ともに「自然環境」の回答の割合が特に高く、次いで「人柄、人情、地域との強いつながり、コミュニティのよさ」の割合が高い

【元気な洲本市であるために重要と考える取組について】

＜一般市民＞

◇「産業を振興し、雇用を拡大させて、経済を活性化させる取組」「子育て支援や生活と就業のバランスを充実させることにより、結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組」といった回答の割合が高い

＜中高生＞

◇「子育てと仕事が両立できる環境づくり」「企業誘致、起業しやすい環境の整備などによる新規産業の創出」といった回答の割合が高い

（2）中高生ワークショップ

本市では、洲本市総合計画の策定に向けて、これからのまちづくりを担っていく中学生・高校生の考えや意見・要望などについて発言していただく機会として、平成 29 年度に、ワークショップを開催しました。

ワークショップ参加学校名	参加人数
洲浜中学校、青雲中学校、由良中学校、安乎中学校、五色中学校、柳学園中学・高等学校、洲本高等学校、洲本実業高等学校	35 人

同アンケート調査結果から、主に次のような意向を把握しています。

＜現在の淡路島・洲本市について＞

淡路島の良いところ	淡路島の悪いところ	洲本市の良いところ	洲本市の悪いところ
自然・環境 ○自然が豊か ○気候が良い ○海が近い **食** ○食べ物がおいしい ○食料自給率 100%以上 ○海や山の幸・農作物が多い **観光** ○特産物が多い ○“島”だから島外の人からすると非日常感が味わえる **その他** ○国生みの島 ○島民全員が優しい	**仕事・働く場所** ○仕事がない ○大企業が少ない **交通** ○交通の便が悪い ○道が狭い ○バス代が高い **施設** ○娯楽施設がない ○大学があまりない ○街灯が少ない **その他** ○知名度が低い ○淡路島って何？⇒「玉ねぎやろ～」の一択	**中心地** ○イベントが多い（花火） ○比較的人が集まりやすい **観光** ○城下町・温泉街 ○きれいな建物が多い ○歴史あるものが残っている **施設** ○飲食店・コンビニが多い ○高校が多い **その他** ○治安がいい ○のどか	**交通** ○バスが少ない ○バス代が高い **施設** ○遊ぶ場所がない ○商店街がさびしい **観光** ○道の駅がない ○特産物が少ない **その他** ○獣が多い⇒農作物が荒らされる ○マスコットキャラクターがいない ○魅力を発信していない

＜未来の洲本市について＞

増やしたいもの	減らしたいもの
○施設・建物・遊ぶ場所・働く場所 ○公共交通機関・交通の利便性 ○人口・子ども　○観光地・特産物 ○オリンピックの新種目など、他ではできないスポーツの練習施設を建てる ○文化・伝統の後継者を育てる ○PR・宣伝の強化（ふるさと納税をもっとインパクトのあるものにする等） ○商店街を活気ある場所にする ○自然保護の活動をする ○淡路島にある建物の耐震化を進める	○経済的負担（家賃・税金・バス代等） ○空き家・空き地・舗装されていない道路 ○待機児童

3　洲本市の地域課題

（1）SWOT分析（※）

先に示した統計データや各種調査、関連する資料などから、本市の特徴について、「SWOT分析」を使ってまとめたものが次の表です。

	プラス要因	マイナス要因
内部環境	**強み ＝ Strengths** 活かせるもの・こと ◇島内随一の都市機能の集積地 ◇陸の玄関口である２つのインターチェンジ ◇淡路島定住自立圏の中心都市 ◇防災機能も備わった新庁舎の行政サービス ◇「国生みの島」「御食国（みけつくに）」等の歴史・文化 ◇魅力的な「食」の宝庫 ◇国の地域活性化総合特区に指定 ◇近畿初のバイオマス産業都市に選定 ◇トップアスリートに学ぶスポーツイベント ◇第１次産業就業者比率が１割超である ◇市民の人柄が良く人情に厚い	**弱み ＝ Weaknesses** 克服したいもの・こと ◇人口減少、若者を中心とする人口流出 ◇少子化・高齢化、小家族化の進行 ◇耕作放棄地、空き家・遊休施設の増加 ◇生活支援バス等の減便・乗車数の減少 ◇地域経済の低迷・後継者不足 ◇第１次産業就業人口割合の減少 ◇放置竹林の拡大 ◇観光入込客数は県内シェア１％ ◇職業選択に際しての需給ミスマッチ ◇出産に対応可能な医療機関が少ない
外部環境	**機会 ＝ Opportunities** 利用できるもの・こと ◇関西・四国主要都市との近接性、中間立地 ◇神戸淡路鳴門自動車道が南北を縦断 ◇待ち時間が短い高速バス ◇海の玄関口である淡路関空ラインの運航 ◇ＩＣＴ（情報通信技術）基盤の整備普及 ◇インバウンドの増加 ◇自然志向等に基づく地方（田園）回帰 ◇歴史・文化・食などに対する関心の高まり ◇１年中、温暖で少雨の瀬戸内海気候 ◇再生可能エネルギーに適した自然環境 ◇恵まれた医療・子育て環境	**脅威 ＝ Threats** 取り除きたいもの・こと 身を守りたいもの・こと ◇高まる南海トラフ巨大地震発生の可能性 ◇シティプロモーションの全国的な競争激化 ◇医師の確保困難

（※）「SWOT 分析」は、設定した目標を達成するために意思決定を必要としている組織や個人のプロジェクトなどにおいて、「内部環境」や「外部環境」を、「強み」、「弱み」、「機会」、「脅威」の４つのカテゴリーで分析し、事業環境の変化に対応した地域資源の最適活用を図るための戦略策定手法です。

（2）まちづくりに対する市民の期待・思い

先に示した統計データや各種調査、ＳＷＯＴ分析、関連する資料などから、本市の特徴を活かし、市民がこれからも洲本市で暮らし続けていくためには、これまでに行ってきたさまざまな取組に加え、市民が期待し、思いを抱いていると思われることを３つにまとめました。

今後は、これらに関連する取組をさらに進めていくことが必要であると考えられます。

① 洲本市は島内随一の都市機能が集積したまちで、関西・四国の主要都市との近接性に加え、２つのインターチェンジ、関西国際空港への航路など、交通アクセスも良い。

また、美しく豊かな自然に囲まれた風光明媚な環境は、多くの市民の誇りでもある。

減り続ける人口問題への対策としては、これらの長所や特徴を都市部でアピールし、移住・定住を積極的に促進することが必要である。

一方で、近年は南海トラフ巨大地震発生の可能性や増加傾向にある空き家の存在などが懸念されていることから、建物の耐震強化や空き家物件への対応も含め、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりが望ましい。

② 市民の人柄は良く、人情に厚い人が多い。このことは、日々暮らしていく中で、大切な要素であり、人口減少・高齢化が進む中で、人間関係が希薄にならないための対策が必要である。そのためにも、昔ながらの他人に対する思いやりと支え合いを大切にした人間関係の構築や地域コミュニティの存在・役割が期待されるところである。

さらに、長い歴史や伝統の中で育まれてきた歴史や文化、食などに対する関心が近年は特に高まっており、これらのことを学ぶための機会の提供や、スポーツを通して、ふれあう機会をつくることも密接な人間関係を構築する上では不可欠であり、そのような機会を増やすことが望ましい。

③ 洲本市内で暮らし続けるためには、働ける場所を増やすことが重要だが、そのためには、各種産業の振興を図ることが不可欠である。市内には、恵まれた自然環境を活かした第一次産業に加え、インバウンド（訪日外国人旅行者）の増加が期待できる観光もあり、これらの産業への就業機会の確保・増加を図ることが期待される。

一方で、低迷する地域経済や後継者不足などへの対策も急務となっている。

また、誰もが元気で健やかに暮らせるためには、「いきいき百歳体操」のような適度な運動機会の提供に加え、医師の確保を含む医療環境のさらなる充実が望まれる。

さらに、子育て世代に関しては、安心して出産・育児を行えるように、切れ目のない子育て環境や支援体制の充実が望ましい。

（3）まちづくりに対する市民の期待・思いを踏まえた上で、SWOT分析等を行ったことで見えてきた「3つ視点」とその課題解決

これまでの分析等により把握された地域の状況・特性を踏まえ、今後のまちづくりを進める上で、次の通り、「3つの視点」とその課題解決について整理しました。

「3つの視点」と課題解決	主な関連分野
視点1　「安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり」を進めるためにはどうすればいいのか？	
課題解決1 快適な日常生活をおくるためには、社会基盤や施設の充実が不可欠です。中でも、道路、交通網、情報通信基盤、住環境などの充実が必要です。 さらに、犯罪や事故に対する不安を少しでも軽減できる環境を整えることも、安心な暮らしには不可欠な要素です。 また、近年、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震に備え、耐震強化などのハード整備だけでなく、防災訓練や防災学習会などの体験機会を提供することも不可欠です。さらに、老朽・危険空き家の対策も必要です。 ⇒　本市は、淡路島に位置する中心都市として相応しい都市基盤を備えており、また、交通の要衝地として、陸路と海路の運行維持に努めていますが、これらを含め、社会基盤のさらなる充実を図ることにより、快適性・利便性・安全性が確保された都市環境を創出していくことが重要です。	◇土地利用 ◇都市基盤 ◇住環境 ◇防災・防犯 ◇安全・安心
課題解決2 生活に潤いとやすらぎ、さらには、さまざまな恵みをもたらすことは、都市部では経験できない田舎の大きな魅力ですが、そのためにも、美しい自然環境の保全や自然環境と調和のとれたまちづくりを進めることは必須です。 また、「美しいまち」を実現するためには、ごみをなくすだけでなく、市民とともに、自然環境の保全や省資源・省エネルギーなどに取り組むことも不可欠です。 さらに、公園・緑地・水辺といった自然環境を活かしたやすらぎの場を整備し、そのような長所のアピールも含め、都市部でのプロモーションを積極的に展開することで、「洲本のファン」を増やし、移住・定住の促進につながる取組を展開することが必要です。 ⇒　「洲本らしさ」の根元的な要素である恵まれた自然環境・資源を次世代に継承していくため、資源循環型の地域社会を構築するとともに、こうした自然環境・資源に身近に触れることのできる環境を整備し、魅力ある定住環境を創出することが重要です。	◇自然環境 ◇生活環境 ◇定住環境

視点２　「思いやりと支え合いを大切にするこころ豊かなひとづくり」を進めるためにはどうすればいいのか？		
	課題解決３ 快適で暮らしやすいまちの実現には、そこで暮らす市民の活動だけでなく、町内会などのコミュニティ組織が中心となって、活動の輪が広がるような「つながりの仕組み」が重要です。 また、「新たな洲本市民」とも言うべき移住・定住者も気軽に参加・活躍できる環境づくりが不可欠です。 さらに、女性の活躍を促す取組や地方分権・地方創生の潮流に対応した行財政運営の確立に向けた取組も必要です。 ⇒　人口減少社会を背景に、地域における人と人との結びつきの重要性がこれまで以上に高まっている中で、地域コミュニティの強化やまちづくりへの市民参画を前提とする「協働・共創」を促進することにより、市民・地域・行政が一体となって、持続的・安定的な都市の運営を実現していくことが重要です。	◇市民参画 ◇コミュニティ活動 ◇人権尊重 ◇行財政運営
	課題解決４ 次世代の本市を担い支える若者たちが自らのふるさとに誇りと愛着を抱くことができるためには、学校、家庭、地域が協力・連携し、特色ある教育環境の充実に取り組むことが不可欠です。 また、生涯学習などの学びの場や生涯スポーツなどを通して、自己を磨き、他人とのふれあいを重ねることで、健全な精神の育成が期待されます。 さらに、地域への愛着や誇りの醸成をめざすためにも、本市の長い歴史や伝統の中で育まれてきた豊かな地域文化を学ぶ機会の提供が必要です。 ⇒　若い世代の島外への人口流出を防ぐために、学校教育や生涯学習を通じて、本市の風土・文化などを学び、郷土に対する誇りと愛情を醸成する機会を増やすとともに、市民の誰もが自らの興味と関心に基づき、本市での暮らしを楽しめる環境を創出していくことが重要です。	◇学校教育 ◇生涯学習 ◇文化・歴史 ◇スポーツ

視点３　「活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり」を進めるためにはどうすればいいのか？		
	課題解決５ 人口問題に対する取組として、雇用の創出は大きな要素であり、それを実現するためには、産業の振興が不可欠です。本市には、豊かな自然環境を活かした第１次産業や観光資源が多数あり、関係者のたゆまぬ努力もあって、今後、さらなる発展が期待されるところでもあるため、関係者・関係機関とも連携を図りながら、取り組むことが不可欠です。 また、商業や工業についても、地域ににぎわいを生み出す重要な業種であることから、引き続き、その振興に努めるとともに、新しい産業の創出に関しても、地域資源の多面的な活用も含め、積極的に取り組むことが必要です。 ⇒　恵まれた地域資源を活かした産業の振興・創出による地域経済の活性化や、「洲本ブランド」の創出・発信等を通じた「観光の産業化」などにより、女性や若者にも魅力のある雇用の場・環境を充実させていくことが重要です。	◇産業振興 ◇新産業創出 ◇雇用創出
	課題解決６ 子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた家庭や地域において、健康を維持しつつ、安心して生活できる環境の実現は大切な要素です。 そのためには、まず、出産を望む世代が安心して出産できる環境を整えるとともに、出産後の子育て支援が切れ目なく続くようにすることが必須であり、既設の制度に関しても、さらなる充実を心掛けることが不可欠です。 また、高齢者においては、元気で健やかに暮らせるためにも、自らの生きがいとやすらぎを自ら作り出すことを基本に、個人、家庭、地域が互いに支え合える環境の構築が必要です。 ⇒　少子高齢化が続く中、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整えるとともに、市民の誰もが健康で安心して暮らしていけるよう、身近な地域で支え合いの仕組みが整った「地域共生社会」を実現していくことが重要です。	◇子育て支援 ◇福祉 ◇健康づくり ◇社会保障

基　本　構　想

第１章　まちづくりビジョン

１　将来都市像

本市の特性・課題等を踏まえ、10 年後にめざすべき将来都市像を次のように設定します。

将来都市像

豊かな自然とやさしさあふれる
暮らし共創都市・洲本

本市においては、「笑顔あふれる生活交流拠点・洲本」を将来像として、合併後の 10 年間のまちづくりの中で、新庁舎の建設などに加え、兵庫県立淡路医療センターの新築移転など、関係機関とも連携して、多くの社会基盤や施設の整備を進めてきました。

これからの 10 年間のまちづくりでは、充実した社会基盤や施設などを活かすため、市民の厚い人情や穏やかな人柄に代表される「やさしさ」、また、海・山に代表される自然環境の「美しさ」、さらには、長い時間をかけて大切に育まれてきた「歴史や伝統、文化」、そして、周辺自治体との「新たなつながり」などをキーワードとしながら、本市で暮らす、あるいは、本市に関わるすべての人たちのこころが豊かになるような取組を進めていきます。

本市は、大都市圏では実現することができない「洲本市ならではの暮らしの創造」をめざし、

「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」

を将来都市像として設定します。

2　将来人口（戦略人口）

平成 27 年度に作成した「洲本市人口ビジョン」によれば、本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値（趨勢人口）では、2025 年までに４万人を下回り、それ以降も人口減少が継続することが見込まれています。

しかしながら、本市が「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市」として、「洲本市総合戦略」などに基づき、さまざまな「戦略的な取組」を行うことで、「戦略人口」として、人口減少を緩やかにすることをめざします。

本市では、「戦略人口」として、前期基本計画の最終年である 2022 年には 40,200 人程度を、後期基本計画の最終年である 2027 年には 37,900 人程度の確保をめざしています。

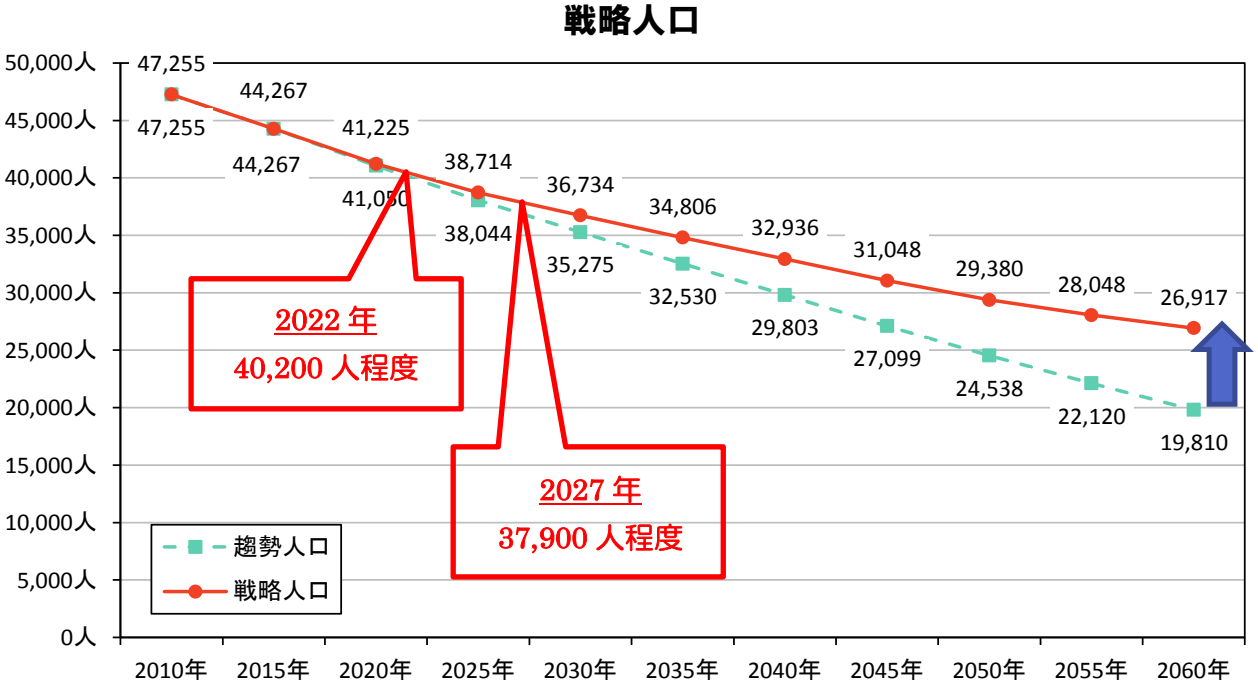

（単位：人）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
趨勢人口	47, 255	44, 267	41, 050	38, 044	35, 275	32, 530	29, 803	27, 099	24, 538	22, 120	19, 810
戦略人口	47, 255	44, 267	41, 225	38, 714	36, 734	34, 806	32, 936	31, 048	29, 380	28, 048	26, 917

戦略効果（戦略人口−趨勢人口）			175	670	1, 459	2, 276	3, 133	3, 949	4, 842	5, 928	7, 107

（単位：人）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
戦略人口	47, 255	44, 267	41, 225	38, 714	36, 734	34, 806	32, 936	31, 048	29, 380	28, 048	26, 917
0～14歳	6, 115	5, 250	4, 436	4, 156	4, 229	4, 485	4, 490	4, 185	3, 975	3, 983	4, 156
15～64歳	27, 642	24, 280	21, 869	20, 066	18, 501	16, 793	15, 239	14, 366	13, 872	13, 742	13, 415
65歳以上	13, 498	14, 737	14, 920	14, 492	14, 004	13, 528	13, 207	12, 497	11, 533	10, 323	9, 346
構成比	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%
0～14歳	12. 9%	11. 9%	10. 8%	10. 7%	11. 5%	12. 9%	13. 6%	13. 5%	13. 5%	14. 2%	15. 4%
15～64歳	58. 5%	54. 8%	53. 0%	51. 8%	50. 4%	48. 2%	46. 3%	46. 3%	47. 2%	49. 0%	49. 8%
65歳以上	28. 6%	33. 3%	36. 2%	37. 4%	38. 1%	38. 9%	40. 1%	40. 3%	39. 3%	36. 8%	34. 7%

（1）将来人口（戦略人口）の推計にあたって

○将来人口（戦略）の推計は、平成 27 年度に作成した「洲本市人口ビジョン」に基づき、試算したものです。

○人口ビジョンにおいて設定する将来人口は、総合戦略による戦略的な人口政策の取組を前提とするものであり、そうした意味において「戦略人口」として捉えることができます。

○こうした戦略人口の意義は、その前提とした戦略的な人口政策の取組を想定しない場合の将来人口（＝趨勢（すうせい）人口）と対比することにより、了解されるものです。

○また、戦略人口の推計シミュレーションは、趨勢人口をベースに検討することになります。

［社人研（ＩＰＳＳ）推計］

○国立社会保障・人口問題研究所による推計は、次のような仮定に基づいています。

３要素	将来設定の基本的な考え方
出　生	原則として、2010 年の全国の子ども女性比（15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が平成 27（2015）年以降、2040 年まで一定として市町村ごとに仮定。
死　亡	原則として、55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と都道府県の 2005 年→2010 年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。60～64 歳→65～69 歳以上では、これに加えて、都道府県と市町村の 2000 年→2005 年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。
移　動	原則として、2005～2010 年の国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、2015～2020 年までに定率で 0.5 倍に縮小し、その後はその値を一定と仮定。

［趨勢人口（ＩＰＳＳ補正）］

○社人研（国立社会保障・人口問題研究所）推計をベースに、2015 年時点の実態に即した補正を行うとともに、出生数の推計について合計特殊出生率による手法にしています。

３要素	将来設定の基本的な考え方
出　生	社人研の仮定した将来の子ども女性比を合計特殊出生率に換算（換算に際しては国配布の人口推計ツールに示された換算率を採用）し、この合計特殊出生率により推計。
死　亡	社人研推計と同様。
移　動	社人研設定の純移動率をベースに、2015 年人口が 44,200 人台となるように 2015 年までの純移動率を補正。2015 年以降の純移動率についても同様に下方補正。

［戦略人口］

３要素	将来設定の基本的な考え方
出　生	合計特殊出生率が 2030 年までに人口置換水準（≒2.1）まで上昇、その後は 2.1 を維持するものと仮定。
死　亡	社人研推計と同様。
移　動	純定住率について次のように仮定。 ◇0～4 歳⇒10～14 歳 ・2040 年までに 1.0 に上昇（以降 1.0） ◇10～14 歳⇒25～29 歳 ・2040 年までに 0.95 に上昇、2060 年までに 1.0 に上昇 ◇25～29 歳⇒90 歳以上 ・2040 年までに 1.0 に上昇（以降 1.0）

（2）戦略人口に基づく将来展望

［未就学の子ども数］

○未就学の子ども数は、今後も現状の 70～80%程度の水準を維持することから、子育て支援へのニーズが大きく縮小することは想定しづらく、今後も少子化対策の観点からの取組が重要になってきます。

［小・中学生数］

○小・中学生数については、2030 年までに現状の 60%程度の水準まで縮小し、その後は少子化対策の効果などにより、概ねその水準を維持するものと想定されます。

［20～30 代の人口］

○今後、少子化対策や若者を主体とする人口転出抑制策を講じることを前提にしても、急速に 20～30 代の人口の減少を押しとどめることは難しく、2045 年までは減少傾向で推移することが想定されます。

○その後は、少子化対策の効果などもあり、現状の 50%程度の水準から回復していくものと見込まれます。

［生産年齢人口］

○消費面、生産面からその多くを担うことが期待される生産年齢人口（15～64 歳）については、人口規模の縮小に伴い、長期的にも縮小傾向で推移する見通しです。

○人口構造の観点からは、生産年齢人口比率は 2040～2045 年に 46.3%にまで減少した後は、緩やかに増加し、2060 年には 49.8%程度にまで回復するものと見込まれます。

［高齢者人口］

○高齢者人口の規模は、趨勢人口、戦略人口の大きな差異はなく、2020 年をピークに減少過程に入ることが想定されます。

○人口構造における高齢化率については、2010 年の 28.6%から当面は上昇傾向で推移しますが、今後の少子化対策などの効果として、2045 年に 40%程度でピークを迎えるものと想定されます。

（3）2060 年に向けて

○戦略人口の達成に向けては、地域における雇用や本市への新しい“ひとの流れ”を創出するとともに、出産や子育てに関する現実と理想とのギャップを解消するための環境整備、人口減少時代に対応した地域社会を創り出すための取組を進める必要があります。

○そうした取組を通して、本市人口の減少を可能な限り抑えることにより、地域における消費の落ち込みを抑制し、雇用や労働力人口を確保し、地域経済・地域社会に対する人口減少の影響を最小限に留めていくことが重要となります。

○そのためには、本市における地域資源の発見・発掘・ブラッシュアップや地域の活力を生み出すための取組も重要になってきます。

○こうした地域創生の取組を進めるに際しては、行政だけではなく、市民、地域団体、企業などが自らの暮らす地域社会の問題を自らのこととして考え、自ら主体的に行動することが不可欠です。

○また、人口問題、特に淡路島から島外へという“ひとの流れ”を考えるとき、本市だけの問題としてではなく、淡路島全体の問題としてこれを捉える視点や、島内３市の連携による取組も重要になってくるものと考えます。

3　土地利用の基本的な方向性

本市では、これまで公共の福祉の優先や自然環境の保全、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的な条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを念頭に、市域に「市街地ゾーン」、「定住・田園ゾーン」、「臨海交流ゾーン」及び「森林ゾーン」を設定し、計画的な土地利用を進めてきました。

しかしながら、さらなる人口減少の進展や、大規模災害への不安など、健全な都市活動や生産活動に加え、市民生活への不安要素はさらに高まりつつあります。

このため、今後に向けては、本市の特性を踏まえた上で、土地の適切な管理と有効活用、さらには、自然と共生する土地利用や安全・安心を実現する土地利用を行っていく必要があります。

また、近年整備された社会基盤を最大限に活用し、地域の活性化や安全・安心の確保にも努めていかなければなりません。

以上のことを踏まえた上で、それぞれの特性を以下の通り、整理します。

■拠点：都市の発展を牽引する都市機能の集積拠点

名　称	考え方
中心市街地拠点	中心市街地拠点では、商業・業務・医療・公共機能などが集中している利便性の高さや、既存ストックを最大限に活用することで、本市のみならず、淡路島の中核として一層の機能強化、再整備を図ります。
地域生活拠点	地域生活拠点では、日常生活に必要な都市機能が集約されていることから、地域の都市活動の拠点として、まとまりのある市街地を形成します。

■ゾーン：連続的な自然環境の整備保全と住環境との調和を推進するゾーン

名　称	考え方
定住・田園ゾーン	定住・田園ゾーンでは、地域の特性に応じた良好な生産と生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適正な土地利用を図るとともに、生活サービスとしての機能を補完するため、中心市街地拠点や地域生活拠点と地域公共交通などのネットワークでつなぎます。 また、農地が持っている多面的な機能を発揮させるための管理、農地集積・集約を進め、耕作放棄地の発生防止と解消、効率的な利用を図ります。
市街地ゾーン	市街地ゾーンでは、まちなか再生や都心居住、公園整備、市街地緑化等の取組を推進することで、空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図るとともに、道路網の整備により、計画的な市街地の整備を図ります。
臨海交流ゾーン	臨海交流ゾーンでは、水産業の生産基盤の一層の充実を図るとともに、海辺を結ぶ回遊性の高い交流空間としての利用を図ります。
森林ゾーン	森林ゾーンでは、国土の保全や水源かん養など、豊かな緑地空間としての機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策や森林空間の総合的な利用を図ります。

土地利用構想図

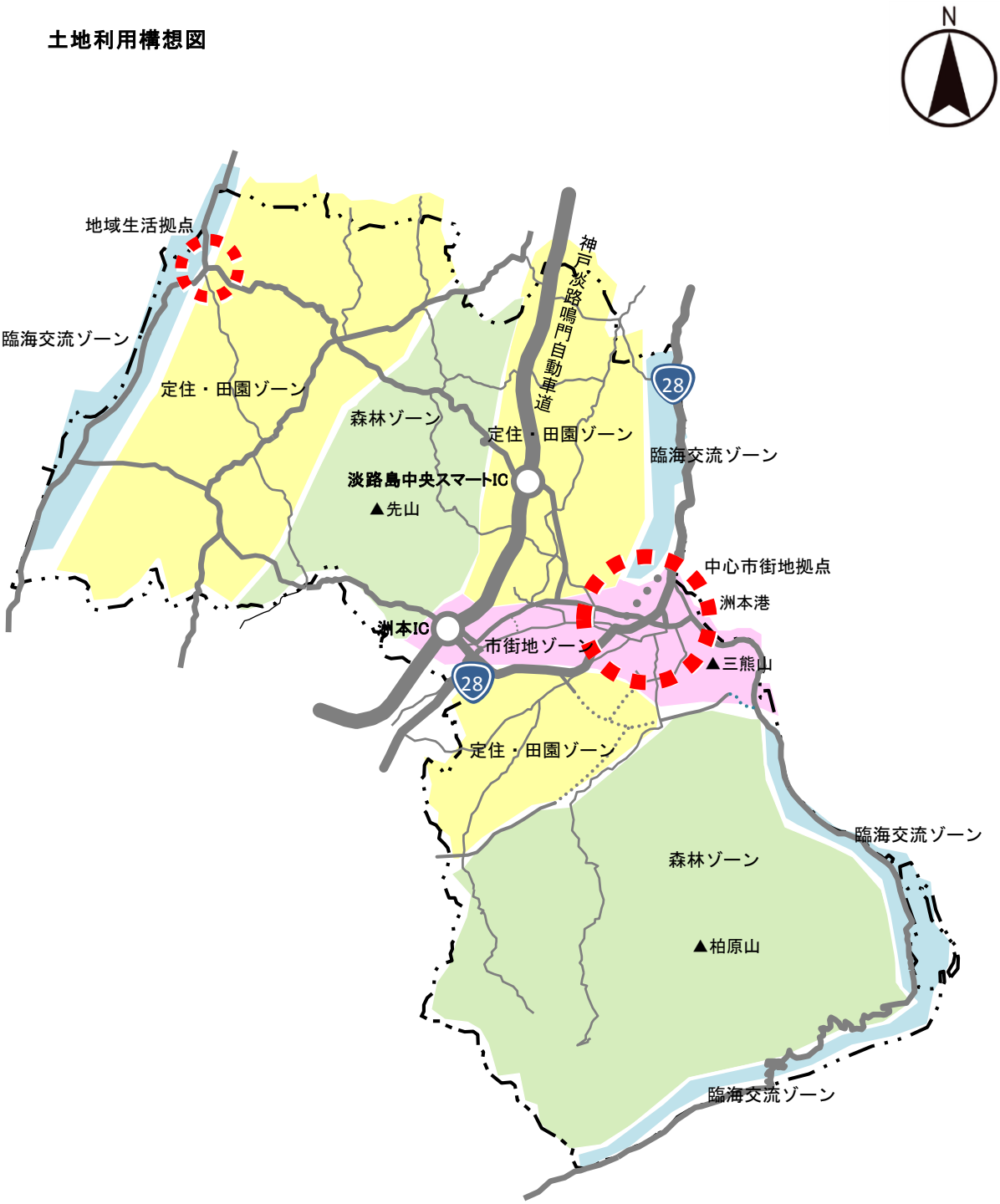
N
地域生活拠点
臨海交流ゾーン
定住・田園ゾーン
森林ゾーン
神戸淡路鳴門自動車道
定住・田園ゾーン
28
臨海交流ゾーン
淡路島中央スマートIC
▲先山
中心市街地拠点
洲本港
洲本IC
市街地ゾーン
▲三熊山
28
定住・田園ゾーン
臨海交流ゾーン
森林ゾーン
▲柏原山
臨海交流ゾーン

第２章　まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標

「序論」の「洲本市の地域課題」において、「まちづくりに対する市民の期待・思いと、ＳＷＯＴ分析等を踏まえた上でのまちづくり」として、「３つの視点」とそれぞれに対応する課題解決を示しましたが、その内容を踏まえた上で、まちづくりビジョンで掲げた「将来都市像」の実現に向け、本市がめざす基本目標として、次の３つを設定します。

３つの基本目標

- **基本目標１　安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり**
- **基本目標２　思いやりと支え合いを大切にするこころ豊かなひとづくり**
- **基本目標３　活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり**

基本目標１	安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり

○　社会基盤の充実は、快適な日常生活をおくる上で不可欠な要素です。道路や交通網、さらには、情報通信基盤などを整備することで、ヒト・モノ・情報などを円滑に運ぶことができます。

また、人が集い、誰もが元気に活躍できる中心市街地の形成や住環境の充実に努めるとともに、犯罪や事故に対する不安を少しでも軽減できる生活がおくれるまちづくりをめざします。

そして、南海トラフ巨大地震の発生に備え、ハード整備を進めるとともに、防災訓練や防災学習会などを通して、災害に対する意識の醸成を促します。

さらに、増加傾向にある危険・老朽化した空き家の対策なども進めます。

○　本市を取り巻く美しく豊かな自然は、生活に潤いとやすらぎ、さらには、さまざまな恵みをもたらし、都市部にはない本市の大きな魅力となっています。そのため、こうした自然環境の保全や自然環境と調和のとれたまちづくりを進めることが、本市の魅力向上にもつながると言えます。

ごみひとつない美しいまちの実現に向けて、自然環境の保全や省資源・省エネルギーなどに対する市民の意識啓発に取り組むとともに、適正なごみ処理を行います。

また、公園・緑地・水辺といった自然環境を活かしたやすらぎの場の整備に努めるとともに、美しく豊かな自然と調和した「本市ならではの暮らし」を広くアピールすることで、「洲本のファン」とも言える「関係人口」の確保、交流人口の増加、そして、移住・定住の促進につながるまちづくりをめざします。

基本目標２	思いやりと支え合いを大切にするこころ豊かなひとづくり

○　快適で暮らしやすいまちは、すべての市民の願いです。そして、その実現のためには、個人の活動に加え、町内会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる「つながりの仕組み」を構築し、「新たな洲本市民」とも言うべき移住・定住者も含めた「すべての市民」が気軽に参加・活躍できる環境づくりが不可欠です。

この「市民の力」をまちづくりを進める上で戦略的に取り込むことに努めるとともに、女性や若者の活躍を促す取組を進め、さらには、地方分権・地方創生の潮流に対応した行財政運営の確立に向けたまちづくりをめざします。

○　自らのふるさとに誇りと愛着を抱くことができるように、学校、家庭、地域が協力・連携し、特色ある教育環境の充実に取り組むとともに、社会に出てからも、「自立できる力」、「生きていく力」を養うため、生涯学習などの学びの場や生涯スポーツを通して、自己啓発や市民相互の交流が促進される仕組みづくりに努め、さらには、これらの活動を通して、青少年の健全な育成を図ります。

また、本市には長い歴史・伝統の中で育まれてきた豊かな地域文化があり、これらの保存・継承を行うとともに、国の内外と芸術・文化を介した多種多彩な交流を展開することで、地域文化の振興を図るまちづくりをめざします。

基本目標３	活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり

○　産業の振興は、地域経済の活性化の要であるとともに、人口問題への対応の鍵となる雇用の創出などにつながることから、これからのまちづくりにおいて特に重要であると言えます。

そのため、人口減少が進んだ場合においても、地域の活力が維持できるように、本市の基幹産業であり、また、本市の最大の魅力の一つでもある自然環境を活かした第１次産業や観光の振興に取り組みます。

さらに、地域に大きな雇用を生み出す工業の振興、地域のにぎわいにつながる商業の振興に加え、豊かな地域の資源を活かしたこれまでにない新しい産業の創出にも取り組み、誰もが働くことに誇りと喜びを感じながら暮らせるまちづくりをめざします。

○　少子高齢化への対応は、本市における喫緊の課題となっていますが、子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた家庭や地域において、健康を維持しつつ、安心して生活できる環境を実現するため、自らの生きがいとやすらぎを自らが作り出すことを基本に、個人、家庭、地域が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

さらに、出産・育児を希望する世代に対する取組の充実を図ることで、子育て世代を応援します。

第３章　施策の体系

まちづくりビジョンの実現に向けて、本計画の施策体系を次のように設定します。

まちづくりビジョン	まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標	基本政策（まちづくりの柱）	施策分野
豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本	安全で安心して暮らせる 強くしなやかなまちづくり	第１章 市民生活と地域を支える 社会基盤の充実	第１節　調和のとれた土地利用の促進 第２節　にぎわいのある中心市街地整備と景観形成 第3節　道路･交通網の整備 第4節　住宅･宅地の整備 第5節　水質保全の推進と浸水安全度の向上 第6節　地域情報化の推進 第7節　消防･防災対策の推進 第8節　交通安全･防犯対策の推進 第9節　消費者･生活者が主役となる社会の促進
		第２章 自然環境の保全と 暮らしやすさとの調和	第１節　環境保全の推進と生活環境の充実 第２節　資源循環型社会の形成 第３節　公園・緑地・水辺の整備 第４節　交流活動の推進と定住環境の整備
	思いやりと支え合いを大切にする こころ豊かなひとづくり	第３章 市民が活躍できる地域と 仕組みの構築	第１節　市民参画と協働の推進 第２節　コミュニティ活動の促進 第３節　国内外との地域間交流の促進 第４節　人権尊重社会の形成 第５節　男女共同参画社会の形成 第６節　時代に対応した行財政運営の推進
		第４章 郷土愛の醸成と 次代を担う人材の育成	第１節　学校教育の充実 第２節　生涯学習の振興 第３節　青少年の健全育成 第４節　地域文化の振興 第５節　生涯スポーツの振興
	活力を生む産業を育み、 元気で健やかに暮らせるまちづくり	第５章 地域産業の育成と 新産業の創造	第１節　観光の振興 第２節　農林業の振興 第３節　水産業の振興 第４節　商工業の振興 第５節　地域資源を活かした新産業の創出 第６節　雇用・勤労者対策の充実
		第６章 生きがいと安らぎを実感できる 環境の創出	第１節　子育て支援の充実 第２節　高齢者施策の充実 第３節　障害者施策の充実 第４節　地域福祉の充実 第５節　健康づくり・医療体制の推進 第６節　社会保障制度の適正な運営

基　本　計　画

第１章　市民生活と地域を支える社会基盤の充実

第１節　調和のとれた土地利用の促進

現状

魅力ある市街地環境や優良な農地、緑豊かな自然環境の保全や活用、創出を図り、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりを進めるとともに、機能別に適切な土地利用の誘導に努めています。

土地利用の計画である国土利用計画、都市計画マスタープランについては、社会情勢の変化、産業構造、土地利用など都市の動向に大きな変化がみられる場合は、適切に見直しを行います。

人口減少や少子高齢化は、市街地の空洞化や耕作放棄地の増加など、土地利用の活力を減退させますが、これらに有効に対処するのは困難な課題となっています。

地籍調査については、計画的に事業推進を図っています。

［近年の取組成果］　○千草地区での現地調査完了（地籍調査）

施策方針

土地利用の基本的な方向性を踏まえ、住宅地、商業地、工業地などの都市的土地利用と、優良な農地や山地、海浜地などの自然的な土地利用の調和を図りつつ、効率的な土地利用を進めるとともに、主要な交通結節点である洲本インターチェンジ周辺や、平成 30 年に開通した淡路島中央スマートインターチェンジ周辺などの土地利用の需要にも的確に対応していきます。

また、土地利用の促進や円滑な公共事業の導入に向けては、引き続き地籍調査を推進します。

主要施策

（１）一体的かつ計画的な土地利用の促進

国土利用計画や都市計画マスタープランを見直し、都市計画制度、農業振興地域制度の的確な運用に努め、土地の適切な管理や有効利用、豊かな自然環境の保全と活用、安全・安心の確保に資する総合的かつ計画的な土地利用を促進します。

（２）地籍調査の推進

土地利用の促進や円滑な公共事業の導入に向けては、引き続き、地籍調査を推進します。

目標指標

実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
地籍調査の調査済面積（累計）（㎢）								
3.10	3.38	3.71	4.04	4.37	4.70	5.03		6.68

第２節　にぎわいのある中心市街地整備と景観形成

現状

本市の中心市街地は、政治や経済、文化などの中心として多様な機能が集積し、本市発展の核としての役割を果たしてきました。ここ数年のうちに、市役所、淡路県民局及び淡路広域消防の建替工事が完了し、また洲本警察署の耐震改修工事が完了するなど、市街地の核となる施設について機能の充実を図っています。

一部では既存の古民家を活用した商店が軒を連ね交流人口の拡大を図っていますが、商店街の衰退や産業構造の変化が進み、居住人口の減少や少子高齢化の進行、家族形態の多様化によって、まちの活力が失われつつあります。また、空き家率も高い数値を示しています。

［近年の取組成果］

○市役所、淡路県民局及び淡路広域消防の新築工事
○洲本警察署の耐震改修工事
○開発許可制度を用いた大規模小売店舗開発や住宅団地造成の誘導
○益習館の兵庫県文化財指定
○米田住宅の兵庫県景観重要建造物指定

施策方針

歴史・文化が感じられる魅力の創出により、観光交流の活性と地域振興を推進し、既存の都市基盤を活用したまちづくりを推進します。

高齢化する地域住民の日々の暮らしを支えるため、すべての人が快適に過ごすことができるまちなか居住を推進します。

主要施策

（１）中心市街地の整備

中心市街地においては、洲本商工会議所との連携を強化した交流拠点施設の整備をはじめ、まちの活力再生、にぎわいや癒し空間の創出を図るため、既存住宅ストックの活用や、中心市街地として、さらなる拠点機能の充実を図ります。

（２）市街地の整備

中心市街地の周辺地域においては、未利用地の活用を図るために、道路網の整備を進めるとともに、計画的な市街化を誘導します。

（３）景観の整備と啓発活動

豊かな自然風景や都市景観、歴史的景観を市民が誇れる財産として、また、観光・交流資源として活用するために、その整備、保存と啓発に努めます。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
洲本市人口に占める中心市街地人口の割合（%）								
8.99	8.84	9.00	9.01	9.02	9.03	9.04		9.09
中心市街地における建築物の建替件数（棟）								
13	11	12	12	13	13	14		16

第３節　道路・交通網の整備

現状

道路・交通網は、地域の経済活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流活動を促進するための重要な基盤です。

本市の道路網は、市域の中央を南北に縦貫する神戸淡路鳴門自動車道と国道 28 号を中心に、海岸線を周遊する県道洲本灘賀集線、県道福良江井岩屋線、市街地と五色地域を連絡する県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線、市街地の骨格を形成する市道加茂中央線、市道物部曲田塩屋線等の都市計画道路などによって構成されています。

本市ではこれまで、国・県などの関係機関とも連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきたところです。淡路島中央スマートインターチェンジが供用開始され、国道 28 号洲本バイパスの整備が本格化する中で、より一層安全で便利な道路網の整備が求められています。

今後、現在事業中の国道 28 号洲本バイパスのさらなる整備促進、合併支援道路として位置付けられている県道洲本五色線の鮎原南谷工区、県道鳥飼浦洲本線の上内膳工区の早期完成、本市の外環状線に位置付けられている市道宇原千草線、都市計画道路である市道山神線、市道下内膳線の重点的な整備による都市機能の強化が課題となっています。

また、高度成長期に多数整備された橋梁等道路構造物が高齢化し、特に橋梁については、今後修繕・架替費用の増大が見込まれるため、長寿命化を行い、コスト縮減を図ることが必要となっています。

公共交通においては、公共交通空白地帯に一部コミュニティバスを運行しているところですが、さらなる解消・減少、及び市民ニーズに合致し、利便性の高い交通手段の検討が求められています。

その他、和歌山県和歌山市と本市とを結ぶ幹線道路である「紀淡連絡道路」の早期実現に向け、紀淡連絡道路実現期成同盟会兵庫ブロックの代表幹事市として、近隣の大阪府下や和歌山県下の市町村とも協力・連携しています。

［近年の取組成果］

○国道 28 号洲本バイパスの工事着手
○県道洲本五色線の三木田バイパス完成
○淡路島中央スマートインターチェンジの供用開始
○橋梁、道路付属物、道路法面等の点検実施
○洲本市橋梁長寿命化修繕計画の策定
○五色町鮎原神陽台、中川原地区におけるデマンド交通の試験運行と五色地域コミュニティバスの運行開始

施策方針

本市における重要路線である国道 28 号洲本バイパス整備、合併支援道路の県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線をはじめとする県道整備を関係機関と連携のもと積極的に進めます。

本市の外環状線を成す宇原千草線、都市計画道路である、山神線、下内膳線については、積極的に整備を行うとともに、市民生活に密着した道路についても市民ニーズを見極めながら計画的な整備を進めます。

また、自転車交通の対策として、安全で快適な自転車通行空間の整備を目的とした自転車ネットワーク計画の策定を進めます。

一方、既存の橋梁などの社会インフラについては、高齢化が進み修繕・架替の増大が見込まれるため、従来からの事後保全を再考し、予防保全に努めていくことにより長寿命化を図ります。

さらに、紀淡連絡道路の早期実現に向け、関係する中央省庁などへ積極的に要望活動を行うなど、機運の向上に努めてまいります。

主要施策

（1）幹線道路の整備

国道 28 号洲本バイパスの整備を促進するとともに、県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線の整備を促進します。

また、宇原千草線、山神線、下内膳線の整備を推進します。

（2）生活道路の整備

直田線をはじめ、主要な生活道路の計画的な整備を図ります。

（3）自転車ネットワーク計画の策定

安全で快適な自転車通行空間の整備を目的とした自転車ネットワーク計画の策定を進めます。

（4）社会インフラの長寿命化

社会インフラ、特に橋梁については、経年による劣化が進行している状況です。これに対応するため、5 年に 1 度の定期点検を実施して損傷度合を確認し、その結果を長寿命化修繕計画に反映した上で、修繕・架替を行います。

（5）公共交通の利便性向上

広域的な移動手段である高速バス、市民の日常生活に不可欠で身近な路線バス・コミュニティバスなど、公共交通の一体的で持続可能なネットワークの構築に向けて、その運行の維持・確保・利便性の向上に努めるとともに、公共交通空白地の解消・減少を図るため、その地域に合った交通手段の検討を進めます。

さらに、近隣の２市と連携し、淡路島が一体となった公共交通ネットワークの形成に向けた施策を推進します。

（6）紀淡連絡道路の早期実現に向けた取組

関係する中央省庁などへ積極的に要望活動を行うことで、機運の向上を図るとともに、紀淡連絡道路実現期成同盟会に加盟している市町村との連携強化や情報交換・情報共有に努めます。

目標指標

実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)

道路改良率（%）								
39.11	39.19	39.24	39.29	39.34	39.39	39.44		39.69
路線バス便数の維持・確保（便）								
113	113	113	113	113	113	113		113
コミュニティバス便数の維持・確保（便）								
6	15	15	15	15	15	15		15

［関連個別計画］	○洲本市地域公共交通基本計画

第４節　住宅・宅地の整備

現状

地方の人口減少が進むのと同時に、空家が加速的に増加しています。管理状態の良いものは空き家バンク等を活用した移住者の利用が見込めますが、適正な管理がなされず放置されたままの空き家は住環境の安全性をおびやかしており、一層の取組が必要です。

最近の気象においては、日本全国各地において予測困難な局地的な大雨が発生し、土砂災害が引き起こされています。その災害を防止・軽減するため土砂災害特別警戒区域を指定し、土砂災害による人的被害を防止するよう啓発に努めています。

市営住宅については、既存ストックを有効活用し、セーフティネット確保のため適正な維持管理を行い、適切な供給に努めています。

住宅の耐震化の促進では、診断、計画策定及び改修工事について支援制度を実施していますが、多様な耐震化施策により、継続的に耐震化を進めることが必要です。

［近年の取組成果］

〇空家調査及び危険空き家除却支援事業の実施
〇計画的な市営住宅ストックの改善
〇まちづくり講座の実施
〇風情ある住まいづくり支援事業の実施
〇上堺定住促進住宅の整備

施策方針

快適さを実感し、安全で安心して住み続けることができる住環境づくりを促進します。

主要施策

（１）安全・安心な住まいづくり

管理不全な状態にある空家に対して、所有者調査、管理指導を行いつつ、必要に応じ支援を実施します。

土砂災害特別警戒区域の指定を進め、土地利用の安全・安心の啓発に努めます。

安全に住み続けられるよう住宅の耐震性能の向上を支援します。

（２）風情ある住まいづくり

地域の風土で養われた貴重な住まいの文化を継承し、豊かな自然と調和した風情ある住まいづくりを支援します。

（３）住宅ストックの有効活用

市営住宅ストックの計画的な長寿命化改善を実施し、耐用年数の経過したものについては、住宅の需要を踏まえ、集約・用途廃止も含め計画的に進めます。

住宅に困窮する低所得者等のセーフティネットの確保のために、市営住宅の入居の適正化と

効率化を推進します。

（4）地域にあった「住」の促進

住民自らが、住まいやまちづくりについて知恵を出しあう意欲あるまちづくり団体に講師を派遣し、地域と調和したまちづくりを進めます。

また、活力とにぎわいのある地域づくりを通した住まいづくりを支援します。

さらに、老朽危険空家の相談件数が増加しており、危険空き家除却支援事業の実施体制を見直すなどの対応を図ります。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
上堺定住促進住宅の入居者数（人）								
53	58	60	62	64	66	68		72
さかえ団地分譲地の販売数（区画）								
0	1	1	1	1	1	－		－
市営住宅ストック総合改善事業実施数（団地）								
3	1	1	1	1	1	1		1

［関連個別計画］

○洲本市過疎地域自立促進計画
○洲本市分譲地販売促進補助金交付要綱

第５節　水質保全の推進と浸水安全度の向上

現状

平成 28 年度末での公共下水道の汚水整備状況は、事業計画区域５９４ha のうち処理区域面積が３５１ha、水洗化率は７７．２％であり、さらなる生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために下水道整備に取り組んでいく必要があります。

［近年の取組成果］
- ○公共下水道事業計画区域の拡大（Ｈ２６年度：１８５ha を追加）
- ○特環下水道事業計画区域の拡大（Ｈ２９年度：１４ha を追加）
- ○水洗化率の向上（H28 年度：77．２%）
- ○炬口ポンプ場の建設（H28 年度～2020 年度）

施策方針

下水道汚水管渠整備及び合併処理浄化槽の設置の促進を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めます。また、河川整備や下水道雨水整備にも取り組み、浸水被害の軽減を図ります。

汚水整備については、下水道への早期接続の助成制度を設けることで、整備効果の向上を図ります。そして、平成 30 年度からは、公営企業会計へ移行となることから、企業の経済性と公共の福祉を増進させる運営に取り組んでいきます。

なお、下水道事業計画については、将来人口予測や土地利用形態の変化を見据えた下水道全体計画区域の見直しの検討をしていきます。

浸水対策については、河川改修計画の策定や堆積土砂の撤去等による流可能力の維持、ため池の貯留機能の強化、雨水貯留施設の設置等による総合的な対策に取り組んでいきます。

主要施策

（１）生活環境の向上と公共用水域の水質保全

下水道汚水事業計画に基づき汚水管渠整備と接続促進を行います。

また、下水道への早期接続を促進することで、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、下水道の整備効果の向上に取り組んでいます。

なお、公共下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

（２）雨水に強いまちづくり

雨水整備計画に基づき、浸水規模・浸水実績を勘案した整備促進を行います。

陀仏川については、準用河川への指定を行い、順次整備を進めていきます。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
水洗化率（%）								
77.2	77.5	78.0	78.5	79.0	79.5	80.0		82.5
下水道への接続（件数）　　（　）書きは早期接続件数								
4,155 （25）	4,255 （18）	4,340 （20）	4,420 （20）	4,500 （20）	4,580 （20）	4,660 （20）		5,060 （20）

［関連個別計画］

〇私道における公共下水道事業実施要綱
〇公共下水道接続促進助成金交付要綱

第６節　地域情報化の推進

現状

「ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）施設統合整備事業」により、高速・大容量に対応した光ケーブルを洲本市全域に敷設して活用し、インターネット環境の高速化など市民の求めるサービス・情報の提供に今後も務めます。

情報通信技術は、年々、著しく進化しており、追従していくことが課題となります。

また、公的証明書として利用できるマイナンバーカードは、今後さまざまな場面での活用が期待されます。普及推進のために広報紙・ＣＡＴＶ・市公式サイト（ホームページ）などで啓発・周知、マイナンバーカードの多目的利用の導入等の取組が求められています。

［近年の取組成果］
○フェイスブックなど新たな媒体での情報提供
○住民基本台帳カードからマイナンバーカードへの切り替えの勧奨

施策方針

情報化社会の変化に対応した情報通信技術を積極的に活用し、産業活動の活性化や防災情報の発信に努め、より迅速に市民が必要とする情報提供を行います。

主要施策

（１）ケーブルテレビ網の活用

市民生活の利便性や快適性を高めるため、ケーブルテレビ網を活用し、多様な情報提供を図るとともに、市民に喜んでいただける番組編成に努めます。

（２）行政情報提供の充実

広報紙・ケーブルテレビ・市公式サイト・ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用し、より迅速に、わかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行います。

（３）身近な行政サービスの普及

マイナンバーカードは、公的証明書として有効であり、その普及にあたっては、広報紙、ＣＡＴＶ、市公式サイトなどを通じて、啓発・周知します。また、マイナンバーカードの多目的利用として、マイナンバーカードを活用した諸証明書コンビニ交付サービスを実施します。

目標指標

実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
ＣＡＴＶ加入者数（件）								

17,838	17,850	17,860	17,870	17,880	17,890	17,900		17,900
ＣＡＴＶインターネット加入者数（件）								
2,859	2,860	2,910	2,920	2,930	2,940	2,950		2,950

［関連個別計画］

〇市公式ホームページの更改
〇市民便利帳の改訂

第７節　消防・防災対策の推進

現状

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模化、多発化傾向にある台風や集中豪雨による災害のリスクは年々高まっています。加えて、少子高齢化などに伴う地域社会の弱体化などの社会情勢も相まって、非常備消防、防災・減災の取組は、全国の自治体にとって大きな課題となっています。

本市の消防団においても、若年層の島外流出などによる入団希望者の減少、団員の多くが社会の中核を担う年齢層であるため、昼間の消火活動時の人員確保が困難な状況にあります。そのため、消防団の活動を支援、応援していただける協力事業所表示制度の推進に引き続き取り組みます。

消火活動以外の予防啓発等にも取り組むため、「女性団員」の活動を活性化するとともに、「機能別団員」制度の導入を検討し、全体的な消防力の強化を進めます。

消防施設・設備の充実については、これまで防災拠点施設及び消防自動車を概ね 20 年ごとに計画的に、改修または更新を行ってきており、引き続き、計画的に改修、更新を行います。

災害に強いまちづくりを推進するため、町内会組織に担っていただいている自主防災組織の強化を目的として、防災訓練、防災学習実施への支援を引き続き行います。

このほか、防災備蓄物資を計画的に購入、配備するとともに、計画的に購入入れ替えを行うため、防災訓練や防災学習で活用するなど、ローリングストックの実践に努めます。

さらに、災害時要援護者の支援については、避難行動支援者名簿を整備し、当該支援者ごとに応じた個別支援計画の作成に努めます。

また、災害時の情報伝達手段の複数化や現況のＣＡＴＶ網が老朽化していることから、これらの設備更新の状況も踏まえ、防災情報の受発信の整備について検討を進めます。

［近年の取組成果］

○「消防団協力事業所表示制度」により計 23 事業所を認定
○消防団組織の多様化として現在７名の女性団員が入団・活動
○避難所における非常用電源設備を地域の拠点となる施設１９ヶ所に整備
○「洲本市防災ガイドブック」「洲本市電子ハザードマップ」の作成
○感震ブレーカー設置費補助の実施
○フェニックス共済出前受付の実施（県事業）
○市民みまもりカードの発行

施策方針

市民の生命・財産を災害などから守るため、防災・減災対策に取り組みます。

主要施策

（１）消防団組織の強化

消防団組織を強化するため、常備消防である淡路広域消防洲本署との連携強化、合同訓練、講習会の開催などを積極的に進めます。消防車両の更新や消防施設の改修など消防設備の充実に加え、消防団員の安全確保を図るために必要な装備品を計画的に配備します。

（２）大規模災害への備え

行政自らが被災した状況においても必要な業務を執行するため、「業務継続計画（BCP 計画）」を策定します。また、災害時の支援や応援に関する協定締結を進めるとともに、支援や応援を受け入れるための「受援計画」を策定します。加えて、食料備蓄、日用品等の計画的な備蓄、運用、更新サイクルを確立します。

さらに、各種災害情報の受発信のシステムを適切に管理、更新するとともに、情報伝達手段の多重化を検討します。

（３）防災意識を高める

自主防災組織や各種団体、学校が行う防災訓練や防災学習会を支援し、広く防災意識の向上を図ります。また、災害時要援護者が災害発生時に必要となる支援内容を明確にした「個別支援計画」作成の推進を図ります。

さらに、「電子ハザードマップ」を適宜更新し、ハザード情報を市民に広く周知するとともに、さまざまな媒体を使い、防災意識を高める啓発を行います。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
防災訓練及び防災学習会参加者数（人） （自主防災組織、各種団体など　※学校、地域防災訓練除く） （１０年間の累計で、5,000 人程度の確保をめざす）								
－	400	420	440	460	480	500		550

［関連個別計画］

○地域防災計画
○国民保護計画

第８節　交通安全・防犯対策の推進

現状

全国的に交通事故件数、死傷者数は減少傾向にあるものの、交通事故死亡者に占める高齢者の割合は５０％を超えています（平成 28 年度）。一方、本市における交通事故件数は、年間１６０件を超えています。また、事故の第一当事者となる年代で若年層（１６～２４歳）と高齢者（６５歳以上）の割合が県下平均より高い状況です（平成 28 年度）。

交通事故防止、交通安全啓発については、児童や学生、若年層、高齢者などの世代別の安全教育や啓発が効果的であり、現在行っている各種講習会の取組を継続して行っていく必要があります。

本市では、従来から実施されている交通安全教室に加え、平成 20 年度より自転車交通安全教室を市内の小中学校で開催し、身を守る安全運転と道路での交通マナーの観点で、安全運転の啓蒙に努めてきました。今後も児童学生に向けた安全教育を推進します。また、通学路における交通安全対策については、学校関係者及び道路管理者との連携をさらに強化します。

若年層や近年増加傾向にあるサイクリング愛好者に対しては、各種団体を通じて、また、キャンペーン等のタイミングで、安全運転啓発、運転マナーの啓蒙に努めます。

防犯対策では、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。特に児童が巻き込まれる犯罪が全国的に多発しており、対策を講じる必要があります。

現在、各町内会などで「地域安全安心まちづくり隊」による子ども見守り活動、防災意識の啓発活動などが行われています。引き続き、地域の活動を支援し、警察などの関係機関・団体と連携した防犯・地域安全活動の促進に努め、「安全・安心のまちづくり」を進めます。

［近年の取組成果］

○新小学生へのランドセルカバーと鈴付反射キーホルダー、新中学生への鈴付反射キーホルダーの配布

施策方針

高齢者や子どもの安全確保に向けた交通安全対策を行うとともに、日常生活において、犯罪に巻き込まれないよう防犯意識の啓発や各種の防犯・地域安全活動の促進に努めます。

主要施策

（１）高齢者と子どもに対する交通安全対策の実施

大きな節目となる新入学（小学校、中学校）時に、安全グッズ等の配布を行います。

（２）交通事故防止強化活動

高齢者への交通安全講習については、運転者、自転車、歩行者と、それぞれの場面を想定して行います。

児童、生徒の交通安全教育については、自分の身を守るという観点と、社会の一員として交通マナーを守るという両面で行います。

（３）地域安全安心まちづくり隊活動の支援

子どもや高齢者を狙った犯罪についての周知、注意喚起のため、ホームページ、CATV、広報紙、その他の媒体を使って啓発を行います。

また、他部署のイベントなども活用し、啓発機会を増やします。さらに、つながり基金等の制度を活用し、地域での防犯の取組を支援します。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
自転車交通安全教室受講者割合（学校）（%）								
18.9	16.6	17.0	17.5	18.0	18.5	19.0		20.0

第９節　消費者・生活者が主役となる社会の促進

現状

悪質商法、振り込め詐欺、製品事故などから消費者の安全・安心を確保するため、消費生活センターを中心として、消費生活相談、消費者被害の未然防止のための啓発や出前講座による消費者教育などを継続して実施します。

また、平成 30 年度より県淡路消費生活センターの相談機能が消費生活総合センターに集約されることなどから、市民の身近な相談窓口としての機能を充実させるため、相談員のスキルアップ、淡路市及び南あわじ市の消費生活センターとの連携強化を図っています。

近年、特に高齢者を標的にした、悪質商法・消費者トラブルも増加していることなどから、さらなる警察との連携強化が求められています。

今後、本市人口の高齢化を見据え、消費生活センター、介護福祉課、その他関係機関、福祉関係者、事業者などの各団体とともに連携し、高齢者に特化した消費者被害未然防止に向け、積極的に取り組むことが必要となっています。

さらに、成年年齢の引き下げの動きを踏まえ、自立した消費者を育成するため、若年者を対象とした消費者教育を進めていく必要があります。

［近年の取組成果］
- ○出前講座の実施
- ○消費生活講演会の開催

施策方針

消費者・生活者意識の向上に努め、一人ひとりの豊かな生活の実現と安全・安心社会の実現に取り組みます。

主要施策

（１）消費生活相談窓口の充実

消費生活センターの周知と情報提供による消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

近隣市や警察との連携強化、職員・相談員の資質の向上を図り、消費生活相談業務の迅速・的確で高度な対応に努め、被害救済を支援します。

（２）消費者教育推進法を踏まえた事業の推進

消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結びつけることができる実践的な能力を育むため、学校及び地域における消費者教育を推進し、消費者の選択力への支援と消費者の自立を支援します。

また、事業者などの各種団体とも相互に連携し、消費生活出前講座や講演会の開催を通じて消費生活情報の提供・周知などを行い、幼児から高齢者までの幅広い年齢層や障害者・支援者に対する啓発に努め、消費者力の向上を図ります。

さらに、国をはじめ、県、近隣市の消費生活センター及び関係機関との協力連携関係の強化を図り、消費生活相談と啓発体制の充実に努めます。

（3）消費者団体など、地域の身近な相談者の育成と支援

高齢者などが身近で気軽に相談できる人材の育成を図るため、消費者団体をはじめ、民生委員・児童委員、町内会役員にも協力、支援を求め、相談に対する研修、情報提供などを行い、相談協力体制を整えます。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（5ヶ年）						後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
出前講座開催件数（件）								
26	23	25	28	30	32	35		35
内高齢者等を対象とした講座（講座）								
20	17	18	19	20	21	22		22
内若年者を対象とした講座（講座）								
7	6	7	9	10	11	13		13

第２章　自然環境の保全と暮らしやすさとの調和

第１節　環境保全の推進と生活環境の充実

現状

地球温暖化など地球規模での環境問題が年々、深刻化する中、人々の環境に対する関心はますます高まっており、本市では、省エネルギーの推進として、夏場のエアコン使用を減らすため、平成21年度から「みどりのカーテン普及事業」に取り組んでいます。

また、あわじ環境未来島構想の目標の一つである「エネルギー自給率100%（2050年）」を達成するため、再生可能エネルギーの推進として、平成16年度から「太陽光発電システム設置補助金」を交付しており、設置件数は、平成28年度末で749件、合計60,473,350kwの導入実績となっています。

［近年の取組成果］

○全島一斉清掃の実施（年２回）
○温室効果ガス排出量の低減化
○みどりのカーテンコンテストの実施
○火葬場の長寿命化
○五色沖洋上風力発電事業化可能性調査の実施
○農業用ため池水面を活用したフロートソーラー発電所を市内２ヶ所で設置
○地域貢献型再生可能エネルギー事業実施体制の構築
○竹チップ焚きバイオマスボイラーの整備

施策方針

今日、温暖化をはじめとする地球環境問題は年々深刻化しています。本市では、これまで、環境保全活動を推進するための各種啓発などに取り組んできましたが、今後は、環境啓発や環境学習等をさらに積極的に展開し、地球環境に配慮できる地球市民をめざして、実践活動の輪の拡大を図ります。

主要施策

（１）市民活動の促進

人と自然が豊かに調和する良好な環境を維持するために市民・事業者・観光客等及び市が協力して、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

（２）地球温暖化対策実行計画の策定

「第３次洲本市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市庁舎等における温室効果ガス排出量削減を始め、地球温暖化対策に率先して取り組むことにより、市民や事業者の自主的な削減行

動を促し、地球環境にやさしい快適なまちづくりを推進します。

（３）エネルギー有効利用の促進

みどりのカーテンの設置など、家庭における省エネ対策や環境負荷の軽減に向けた取組を促進するとともに、事業者やボランティア団体などとの協働による取組ができる体制づくりを推進します。

また、あわじ環境未来島構想の目標の一つである「エネルギー自給率 100%（2050 年）」を達成するため、家庭におけるエネルギー自立化のための太陽光発電装置や省エネルギー設備の設置など、環境配慮型住宅用設備の導入促進を図ります。

（４）環境学習の推進

「エコひろば洲本」で行う環境学習では、参加者のニーズに合わせたプログラムを実施し、市民の環境学習を推進します。また、市民、事業者等が行う地域の環境保全等の取組を情報発信するなど、環境に関する市民等との連携・協働の促進を図り、環境に関する問題意識の高揚を図ります。

さらに、環境学習指導者や地域での環境保全活動のリーダー的役割を担う人材の育成に取り組みます。

（５）火葬場の整備

老朽化の進む火葬場の円滑な施設運営を行うため、毎年の定期整備など、適正な維持管理を行います。また、市民の利便性と施設の耐震性を重視して考えた新たな火葬場建設に向け、整備計画を策定します。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
環境学習事業の実施（人）								
－	400	600	600	600	600	600		600

［関連個別計画］　○第３次洲本市地球温暖化対策実行計画

第２節　資源循環型社会の形成

現状

洲本市のごみの推移は、市民の減量意識の向上やリサイクルの施策と相まって、一定の減量効果が見られましたが、平成 28 年度のごみの総排出量は 18,536ｔで、平成 23 年度に比べ 2.4%とわずかな減少にとどまっており、減量化・資源化の取組が十分なされていない状況です。そのような状況の中、平成 29 年４月より大型ごみの有料化を開始し、ごみ処理経費の負担の公平化を図りながら、より一層のごみ減量化を進めています。また、有料化の実施にあわせて新たな施策として、大型ごみを建物内から運び出し、収集するサービスを開始し、市民生活の利便性の向上を図っています。

５Ｒ生活活動の推進としては、持続可能な循環型社会の形成をめざし、大量消費・大量廃棄から、ごみをなるべく出さない、ものを大切にするライフスタイルへの転換に向けて、マイバッグ持参運動並びにレジ袋削減運動等を展開し、引き続き、啓発を行っています。

不法投棄対策については、警察をはじめとする関係機関との連携の下、不法投棄の防止に向けた監視活動に取り組んでいますが、常習的な不法投棄が絶えないため、不法投棄の抑止と地域での自主的な取組の充実を目的として、快適な環境を維持するためにその対策に努める町内会等に対し、不法投棄監視カメラ等を貸し出しています。

また、ごみ焼却施設である洲本市・南あわじ市衛生事務組合（やまなみ苑）については、基幹整備更新工事を行う等、適正処理に努めています。

［近年の取組成果］

○大型ごみの有料化の実施
○洲本市の環境を考える懇話会の開催
○レジ袋削減店頭キャンペーン（マイバッグの配布）
○淡路地域可燃ごみ処理等広域化基礎調査の実施

施策方針

ごみ減量化や資源化の推進のために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、持続可能な循環型社会に向けた理念や方針を共有した上で、協働の取組を進めます。

主要施策

（１）ごみ減量化の推進

ごみの排出抑制・分別収集に関する情報発信を行うとともに、継続的に各種の啓発活動を展開して、ごみ減量化について市民の意識向上に努めます。

また、ごみ減量化による処分費の軽減、最終処分場の延命化等廃棄物の適正な処理を図るため、効率的・効果的リサイクルの具体的な手法について、導入に向けた検討を行います。

（２）５Ｒ生活活動の推進

持続可能な資源循環型地域社会の形成をめざし、５Ｒ生活活動の取組について積極的に情報

を発信し、市民・事業者の理解を一層深めるとともに、連携を強化します。大量消費・大量廃棄から、ごみをなるべく出さない、ものを大切にするライフスタイルへの転換に向けて、引き続き、マイバッグ持参運動並びにレジ袋削減運動等を展開します。

（３）不法投棄の防止対策の強化

廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの貸出や警告看板の設置等、監視体制の強化に努めます。

また、不法投棄が発見された場合は、速やかに現地調査を実施し、行政指導により廃棄物を撤去させ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、法的な措置をとります。

（４）ごみ処理施設の整備

洲本市・南あわじ市衛生事務組合において、焼却施設（やまなみ苑）の長寿命化を図るため、必要な修繕工事を行い、ごみ処理の適正化及び効率化を推進します。また、高度なごみ処理技術の導入により効率的経済的なごみ処理体制を整備するため、ごみ処理施設の広域化について、検討を行います。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
１人１日あたりの家庭系ごみ排出量（g／人日）								
659	570	556	542	528	514	500		455

第３節　公園・緑地・水辺の整備

現状

市民のやすらぎと交流の場として、公園・緑地・水辺の整備・充実に努めています。

［近年の取組成果］　○園地内の遊具の更新とベンチの設置

施策方針

だれもが安心して憩い、遊び、交流できるよう、公園、緑地、水辺の整備及び管理に努めます。

主要施策

（１）公園の整備

市民に「憩いの場」を提供するとともに、各種のイベント会場として、安全で快適な利用が可能となるよう適正な維持管理に努めます。

特に市の中心部には、カネボウの赤レンガ建築群を活かした市民広場があり、これらの建築群は、国の近代化産業遺産に認定され、市民の憩いの場となっています。今後、さらに洲本市の認知度を上げるためにも、これらの建築群が文化的・歴史的な価値のある遺産であることを、市民を始め、全国にＰＲしてまいります。

その他、災害時の防災拠点としての役割にも留意します。

（２）緑地の整備

森林の保全をはじめ、豊かな自然景観の保全を図るとともに、新たな開発を行う際は、緑を創出するように努めます。

（３）水辺の整備

内外の人々の観光・交流・レクリエーションの場として、特色のある親水空間を創出するため、河川や港湾周辺などの活用に努めます。

目標指標

実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
イベントの会場としての公園利用（回）								
7	10	10	10	10	10	10		10

第４節　交流活動の推進と定住環境の整備

現状

移住・定住に関するニーズは、ここ数年、ますます高まってきており、他地域と「魅力自慢」を競い合うようになっています。温暖な気候に加え、豊かな自然環境と都市部へのアクセスに恵まれ、生活に便利な施設が中心市街地周辺にコンパクトにまとまっている本市は、「田舎暮らし」を希望される方の候補地として、子育て世代などにも人気が高いまちですが、首都圏などにおいては、知名度が低いことが課題としてあげられます。

そこで、本市へのＵ・Ｊ・Ｉターンを促進するため、「お帰りなさいプロジェクト（洲本市定住促進事業）」を展開し、転入世帯などを応援しています。

また、「洲本市空き家バンク」に対する注目度は年々高まってきていますが、空き家物件の総数の不足に加え、人気の高い賃貸物件の不足が常態化しているため、当該物件の確保が喫緊の課題となっています。

［近年の取組成果］

○「マチトイナカ交流推進協議会」の発足と、同協議会による東京圏での移住相談の実施及び移住ツアーの実施等による移住支援の推進
○株式会社宝島社発行の『田舎暮らしの本』において、「第４回日本「住みたい田舎」ベストランキング」の「子育て世代にぴったりな田舎」部門で全国１位に、また、「２０代・３０代が暮らしやすい田舎」ランキングにおいて、全国１位にランクイン
○「移住コンシェルジュ」として地域おこし協力隊員と契約し、市街地における移住相談窓口の開設と出張空き家バンク相談を実施
○洲本市移住及び定住のための空き家入居支援補助事業を実施
○神戸市・芦屋市・淡路市と連携した取組「島＆都市デュアル」を通して、都市部におけるプロモーション活動を展開

施策方針

本市の知名度を向上する手段として、首都圏にアンテナショップを開設したり、周辺の自治体と連携し、「圏域」として実現可能なライフスタイルの提案を行うなどします。

また、「お帰りなさいプロジェクト（洲本市定住促進事業）」を継続するとともに、空き家物件を確保するため、不動産業者で構成されている兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部や町内会などとも連携し、物件の掘り起しや確保に努めるとともに、空き家相談の充実に努めます。

さらに、移住者にとって有用で欲しいと思わせるような情報を収集・発信するべく、「洲本市田舎暮らし応援サイト「SUMOTTO」」や「洲本市空き家バンク」の拡充を図るとともに、情報発信の在り方についても検討します。

そして、最終的に本市への移住を希望される方に対しては、事前のフォローだけではなく、移住後のフォローについてもしっかりと対策を講じ、「すもと暮らし」として、トータルで支援できる体制づくりをめざします。

主要施策

（1）交流活動の推進

行政主体の取組に加え、民間主導での実施を支援することで、「関係人口」や「交流人口」の増加につながる取組を一層推進します（「マチトイナカ交流推進協議会」を発足し、事務局を務めています）。

（2）定住環境の整備

「お帰りなさいプロジェクト（洲本市定住促進事業）」のさらなる周知を図るとともに、活用を促進します。

また、田舎暮らし希望者の相談に随時対応できるように、市街地に相談窓口などの移住者支援の拠点を開設するとともに、島外・県外での相談業務にも積極的に関わっていきます。

さらに、洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業について、利用者にとって使いやすく、効果的な制度となるよう見直しも含めて検討し、さらなる移住者誘致に効果的な施策立案に向けた検討を図ります。

加えて、移住者が「ずっと洲本に住み続けたい」と思っていただけるような、アフターフォローの体制づくりにも取り組みます。

目標指標

実績	実績見込	目　標						
		前期（5ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
転入世帯に対する「お帰りなさいプロジェクト（洲本市定住促進事業）」の採択件数（件）								
53	50	50	50	55	55	55		60
「すもと暮らし」に共感し、相談された移住相談者数（人）（内部対応：市窓口等）								
１１	２６	34	５０	５０	５０	５０		５０
「すもと暮らし」に共感し、相談された移住相談者数（人）（外部対応：移住相談会等）								
３９	５６	130	１５０	１５０	１５０	１５０		100
「洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業」を活用した移住・定住者（人）								
4	8	9	１０	１０	１０	10		１０

［関連個別計画］　○洲本市田舎暮らし推進ガイドライン（改訂版）

第３章　市民が活躍できる地域と仕組みの構築

第１節　市民参画と協働の推進

現状

市民の参画による開かれた市政の推進のため、町内会と共催でまちづくり懇談会などを開催しているほか、パブリックコメントを実施するなど、誰もが発言できる機会をつくり、広く市民の声を聞き、行政運営に反映しています。

［近年の取組成果］
○まちづくり懇談会（全体・地区別）の実施
○パブリックコメントの実施

施策方針

市民と行政がまちづくりへの思いや情報を共有し、一体となってまちづくりを進めることが理想であり、そのためにも、行政は市民へ積極的に情報提供を行い、市民と行政が協働しながら、「住んでよかった、これからもずっと住み続けたい」と思われるまちづくりを推進します。

主要施策

（１）協働のまちづくりの推進

行政主導ではなく、市民の誰もが気軽にまちづくりに参加できるよう、協働の体制づくりを進めます。

また、市民のニーズに応じたまちづくり活動や市民主体の特色あるまちづくり活動を支援します。

（２）市民参画の機会の拡充

市民のニーズに応じたまちづくりには、市民の生の声を聞くことが大切であることから、町内会と共催でまちづくり懇談などを開催し、だれもが発信できる機会をつくるなどして、広く市民の声を行政運営に反映させます。

また、広報紙やホームページを活用して情報提供を行い、市民が一層参画できるよう広報・広聴活動の充実に努めます。

（３）情報公開の推進

個人情報の保護に十分配慮しながら、情報公開制度の適切な運用のもと、積極的な情報公開に努め、市民と行政との情報の共有化を図りながら、公正で開かれた市政をめざします。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
全体まちづくり懇談会（回）								
1	1	1	1	1	1	1		1
地区別まちづくり懇談会（回）								
	1	1	1	1	1	1		1

第２節　コミュニティ活動の促進

現状

市民・事業者・各種団体の自主的な活動をさらに広げることをめざし、平成 25 年度に創設した「洲本市つながり基金助成事業」を通して、町内会を始めとする地域団体の自主的な活動を支援しています。

「洲本市つながり基金助成事業」では、「人のつながり交流支援事業」、「安全・安心つながり支援事業」、「地域のつながり拠点施設支援事業」、「伝統のつながり支援事業」、「つながり豊かなコミュニティ支援事業」の５つのメニューから交流イベント、防災減災事業、集会施設の改修、だんじり等の改修など、さまざまな方面から地域団体を支援しています。

［近年の取組成果］
○連合町内会視察
○つながり基金助成事業

施策方針

町内会やＮＰＯ法人、ボランティア団体などが参画するコミュニティ活動を支援し、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、町内会活動や地域の団体のつながりを大切にした自主的な活動により、まちの魅力を高める地域づくりを推進します。

主要施策

（1）コミュニティ活動の推進

町内会やＮＰＯ法人、ボランティア団体などのコミュニティ組織などに対して、地域づくり活動や地域リーダーの育成などを総合的に支援する仕組みをつくります。

（2）コミュニティ活動の拠点づくり

つながり基金助成事業制度を通じて、コミュニティ施設の整備や地域の防災、伝統芸能保存、景観形成などのコミュニティ活動の拠点づくりを支援します。

目標指標

実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
連合町内会視察（回）								
1	1	1	1	1	1	1		1
つながり基金助成事業採択件数（件）								

29	20	25	25	25	25	25		25

第３節　国内外との地域間交流の促進

現状

本市は国内に２ヶ所、国外に３ヶ所の姉妹都市を擁しています。

国内の姉妹都市では、もとの北海道の静内町、徳島県の脇町でしたが、町村合併によりそれぞれ新ひだか町、美馬市へと変遷しました。当然ながら、本市自身も合併により新しい洲本市となりましたが、国際交流、国内交流のいずれにおいても、これまで通りの良好な姉妹都市の関係を継続しています。

国際交流においては、アメリカ合衆国のハワイ郡、同じくオハイオ州ヴァンワート市とは、ほぼ定期的な交流が確立されてきました。毎年、関係団体とともに市内の学生を中心とした相互訪問を支援し、青少年の国際感覚を醸成する事業を実施しています。

一方、国内交流では青少年のスポーツ交流や、商工団体を媒体とした物産展などの開催を通じた経済交流も積極的に実施してきました。

他にも、姉妹都市関係ではありませんが、北海道の函館市や対岸の大阪府岬町などとも、交流や相互に関連する事業での連携や支援を深めてきたところです。

［近年の取組成果］
〇ゴロヴニン事件解決 200 周年記念事業
〇新庁舎６階展望ロビーに姉妹都市紹介パネルの設置

施策方針

国際交流では、市民が姉妹都市の歴史や文化、習慣などを相互に正しくグローバルな視点で理解し合うことが肝要です。このため、関係団体とともに青少年を中心とした相互訪問を実施します。

国内交流では、幅広い年齢層を含めて、それぞれの姉妹都市の歴史や文化、また、そこに暮らす人たちとのつながりを紹介し、市民レベルでの活動を推進するとともに、交流の絆を深めます。

さらに、姉妹都市間の青少年の交流を通じて、将来の交流の基盤づくりに努めます。

併せて、本市を積極的にアピールするためにさまざまなツールを活用した情報発信に努めます。

主要施策

（１）国際交流事業の推進

時代を担う青少年が広い視野と豊かな国際感覚を養うため、国外の姉妹都市間における相互訪問を継続的に実施します。特に、姉妹都市相互の歴史や文化、習慣などを正しく理解する必要があることから、関係団体とともにホームステイによる交流の充実や、文化活動に視点を据えた事業を推進します。

また、ロシア連邦のクロンシュタット区とも定期的な交流が果たせるよう連携を深めます。

（２）国内地域間の交流

青少年はもちろんのこと、幅広い年代の市民各層での相互訪問を支援します。文化・スポーツでの交流を充実させるとともに、商工団体などによる物産展などの定期的な開催を通じて、

経済交流を推進します。祭りや特別な機会での交流、記念行事等の企画も行います。

姉妹都市以外でも、函館市や大阪府岬町などとも、関係分野で連携を深めながら、相互理解を推進します。

（３）情報発信の充実

国際・国内姉妹都市や、その他関係都市との交流を図り、広報やＨＰ等で紹介します。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
姉妹都市関係交流事業開催数（回）								
4	2	2	2	2	2	2		2

第４節　人権尊重社会の形成

現状

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むための基本的な権利であり、市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において、相手の立場に立って、相手のことを考えた態度や行動をとることができるよう、人権課題の解決をめざした人権教育や啓発を推進してきました。これまでの人権尊重の社会づくりをめざした取組により、一定の成果は得られたものの、差別意識の潜在化傾向がみられる課題や新たな人権課題も生じてきています。平成２８年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）の３つの法律が施行されました。これらはいずれも、不当な差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会の形成をめざしたものです。法律の主旨を踏まえ、さまざまな人権に関わる課題の解決に向けての取組が必要となっています。

［近年の取組成果］

〇洲本市民人権講座の実施
〇人権を考える集いの開催
〇人権作文・標語の募集及び優秀作品の表彰
〇人権週間における街頭啓発

施策方針

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において人権尊重の態度や行動をとることができるように人権教育や啓発を推進します。

また、人権課題の解決や人権侵害の発生防止に取り組むとともに、関係機関、各種団体、小・中学校との連携強化を図ります。また、洲本市人権教育研究協議会と共催で開催してきた洲本市民人権講座をはじめ、人権週間における街頭啓発、人権を考える集いの充実を図ります。また、淡路地区人権教育研究協議会をはじめ国、県などの広域的な交流も促進し、市民の人権尊重への理解を深める取組を推進します。

主要施策

（１）人権教育や啓発の推進

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において態度や行動をとることができるよう、人権課題の解決をめざした人権教育や啓発を推進します。

また、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人、同和問題（部落差別）等の人権課題の解決や人権侵害事案の発生防止に取り組みます。

（２）関係機関、各種団体、小・中学校との連携強化

人権課題の解決に向け、関係機関、各種団体、小・中学校との強化を図るとともに、人権相談の在り方について検討します。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
洲本市民人権講座開催回数（回）								
4	4	4	4	4	4	4		4

［関連個別計画］ ○洲本市人権推進方針

第５節　男女共同参画社会の形成

現状

平成 24 年度からの５ヶ年計画に基づき、女性も男性もお互いを尊重し認め合いながら、ジェンダー（社会的・文化的な性差）にとらわれることなく自立した個人として多様な生き方を選択できる社会の実現をめざし、さまざまな取組を進めてきた結果、成果は現れつつあります。

しかし、社会情勢の変化、人々の生活様式や意見、価値観の多様化に対応しながら、さらなる取組を展開していくことが必要です。特に平成 27 年９月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行されるなど、社会全体で女性活躍の推進に向けた動きが拡大しており、男女共同参画社会の実現には、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠です。社会情勢の変化や本市の男女共同参画に関する現状を鑑み、これまでの計画内容を見直し、「第３次男女共同参画プラン」（計画期間は 2022 年度まで）を策定しました。今後は、新たなプランに基づき、本市における男女共同参画社会の実現をめざします。

［近年の取組成果］

〇女性のいる審議会　25.9%
〇女性管理職　6.0%
〇子育て支援、安心して相談できる場や機会の提供
〇ノー残業デー実施（毎週水曜日）

施策方針

男女がともに個の特性を尊重した正しい平等意識を醸造し、多様な価値観を受け入れ、認め合い、性別に関係なく「個」として尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現をめざします。

男女がともにあらゆる分野での責任を担い、主体的に関わり参加・参画することができる社会の実現をめざします。

男女がともに、社会を担う主体的な構成員であることを自覚し、家庭づくり・地域社会づくりに積極的に関わるために、自ら多様な選択ができる社会の実現をめざします。

男女がともに世界に目を向け、異文化を理解し、尊重し、認め合える社会の実現をめざします。

主要施策

（１）それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり

自治会運営などの地域社会における男女共同参画を推進します。

地域防災・減災及び災害復旧・復興施策に係る男女共同参画の視点での対応を推進します。

（２）男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習

乳幼児保育、学校教育、生涯学習における人権・男女共同参画の学習を推進します。

男女平等意識の浸透とこれまでの社会的慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、十分に配慮された学習環境の整備に努めます。

（３）生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり

配偶者などからの暴力（ＤＶ）対策や女性に対するあらゆる暴力などの根絶に向け、広報などによる意識啓発の取組と相談窓口の充実、関係機関との連携による被害者の安全確保、自立に向けての支援などの強化を図ります。

子育て・介護支援の充実と高齢者・障害のある人の生活の安定と自立支援を促進します。

生涯を通じた女性の健康保持の支援、健診や医療の充実による健康づくりを促進します。

（4）ワーク・ライフ・バランスの確立

仕事と家庭生活の両立を支援し推進するため、労働条件の整備や男性の家事、育児、介護などへの参画についての意識啓発に努め、子育て・介護サービスの充実を図ります。

（5）女性の活躍促進

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、その能力を十分に発揮できるよう職場や家庭、地域などあらゆる場面において女性の活躍を推進していく必要があります。「女性活躍推進法」を踏まえながら、女性従業者の育成とチャレンジに対する支援に取り組みます。また、市審議会や各種団体への女性の積極的な登用、行政における女性管理職への登用を働きかけるなど、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
女性のための働き方セミナー開催回数（回）								
1	1	2	2	2	2	2		2

［関連個別計画］　○第３次洲本市男女共同参画プラン

第６節　時代に対応した行財政運営の推進

現状

本市では、行財政改革の基本的な取組方針を掲げる「洲本市行財政改革大綱」、及びその実施計画となる「洲本市集中改革プラン」を平成 19 年 2 月に策定しました。また、平成 20 年 9 月には、平成 20 年度から 29 年度の 10 ヶ年について、「洲本市行財政改革大綱」「洲本市集中改革プラン」の成果を受け、中長期的な財政運営指針を示した「財政運営方針」を策定しました。

また、市町合併から 10 年の節目を迎えた平成 26 年度において、改めて本市を取り巻く行財政環境を踏まえつつ、「財政運営方針」に沿った具体的な行財政改革推進方策を提示するため、「サマーレビュー2014」を実施し、「基本方針」を定めたところです。

一方、平成 29 年度には、新地方公会計制度に準拠した会計処理を取り入れ、「現金主義による会計処理の補完」、「公社・３セクとの連携を踏まえた会計の整備による全体的な財政状況の把握」、「コスト分析と政策評価への活用」、「資産・債務改革への対応」を進めています。

さらに、国からの「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」とする通知に呼応し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する」など４つの方針を掲げた「洲本市公共施設等総合管理計画」を定め、平成 30 年度を目途に、掲げた４つの方針（方向性）を具体化する施設毎の施設管理計画を策定しているところです。

そして、市有財産の適正な管理、運用を行うため、平成 28 年 12 月に「洲本市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今後、人口減少と少子高齢化が進む中、現存の公共施設等の更新のほか、統廃合・転用等による適正配置、また、未利用地や未利用施設の活用、処分の検討が必要となります。

平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「第二次定員適正化計画」では、平成 17 年４月１日比で 103 人を削減する目標でしたが、結果的には、114 人削減の 480 人となりました。

人口減少、少子高齢化のほか、情報技術のさらなる進展により、市民の行政ニーズが大きく変化することが予想される中、さらなる機構改革、職員の定員適正化の検討が必要となります。

［近年の取組成果］

○「財政運営方針」で定めている歳入確保対策として、①市税等の収納対策の強化、②未利用市有地の売却の推進、③受益者負担の適正化、④新たな財源確保対策の検討の４つの施策により、平成 28 年度末までに７億 800 万円（目標額５億 7，600 万円）を確保

○歳出削減対策として、①人件費の抑制、②内部管理経費の削減、③事務事業の見直し、④投資的事業の見直し、⑤公営企業の経営健全化、⑥市債の発行抑制の６つの施策により、53 億 1，100 万円（目標額 52 億 100 万円）を確保

○「洲本市公共施設等総合管理計画」の策定

施策方針

「サマーレビュー2014」を踏まえつつ、「公共施設総合管理計画」や新公会計制度による財務諸表を活用し、行財政の健全化を推進し、持続可能な行財政構造を確立し、時代の要請に応える施策を展開するとともに、市民が安心してこころ豊かに生活できる市政運営を実現します。

また、多様化・高度化する市民の行政ニーズに的確に応えていくため、自立した行政の実現を視野に、行政経営力のより一層の向上をめざします。

主要施策

（1）健全な財政運営の推進

①安全で安心な暮らしの実現

中長期にわたる市の行財政基盤を確かなものにすることにより、南海トラフ巨大地震や風水害等への備え、地域社会全体で暮らしを支える仕組みの構築、市民が安心して暮らせる持続可能な行政サービスの提供を維持します。

②選択と集中の推進

市民ニーズや市を取り巻く環境変化への的確な対応、効率的な市政運営、個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化等の視点に基づき、すべての施策を点検するとともに、優先度を見極めながら、市民ニーズを踏まえた施策への重点化を図ります。

③市の将来を見据えた運営体制の構築

避けることができない高齢化や一部地域の急激な過疎化の進展、若者定住促進施策等の実施によっても歯止めがかからない人口減少などの情勢を踏まえ、改めて今後の市政運営体制の検討を進め、以下、財政運営目標を掲げ、改革の着実な推進により、持続可能な行財政構造の確立をめざします。

[財政運営の目標]　①歳出、歳入の均衡を維持　②経常収支比率を 95%以内に抑制
③実質公債費比率を 10%未満に圧縮　④公共施設を 20%削減

公会計制度や「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、既存の公共施設等、公有財産の利活用、処分を行います。

市民サービスの向上と業務の効率化が期待できる事務・事業については、指定管理や業務委託を推進し、人件費の削減を図ります。

（2）効率的な行政運営の推進

民間活力の導入や限られた行政資源を有効に活用し、簡素で効率的な行政経営に努めるとともに、意欲、能力、適性を活かした職員の育成と行政需要に適時・適切に対応した機動的な組織づくりを進めます。

将来的に予測されている人口減少、急激な高齢化の影響を受ける本市特有の行政課題や行政ニーズの変化に、迅速、的確に対応するため、職員の適材適所な配置や組織運営の効率化を進めるとともに、職場内外の研修などにより、職員の資質向上や能力開発に努めます。

（3）新たな広域的課題への取組

従来の広域行政体制に加え、洲本市が中心市宣言を行っている「定住自立圏構想」を全島的

に推進することで、中心市においては、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市と連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ります。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
経常収支比率（95%以下の堅持）（%）								
93.6	93.6	95	95	95	95	95		－
実質公債費比率（10%以下に）（%）								
13.8	13.8	10	10	10	10	10		－
公共施設の削減（2045 年までに△20%）（%）								
－	－	△2	△4	△6	△8	△10		－

第４章　郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成

第１節　学校教育の充実

現状

人口減少や少子化・高齢化、グローバル化など、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちがたくましく社会を生き抜くためには、自立して未来に挑戦する態度を育成することが一層重要となっています。そのため、知・徳・体にわたる「生きる力」の育成を基本理念に掲げ、討論や発表を通じた「主体的・対話的で深い学び」による授業改善を全教科で求めます。

また、子どもたちが「未来の創り手」となるために求められている「資質・能力」を明確化し、その目標を学校と社会が共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視します。

さらに、望ましい学習環境を確保するため、空調機整備やトイレの洋式化など、教育環境改善のため、計画的に整備を進める必要があります。

［近年の取組成果］

○「かがやきプロジェクト」事業によるキャリア教育の充実
○インクルーシブ教育の推進（特別支援学級の設置、通級指導、医療的ケア等）
○小学校に向かう「アプローチカリキュラム」、小学校に入学してからの「スタートカリキュラム」の作成
○新たな市立認定こども園整備を踏まえた幼児教育施設の再編
○「あんしんネット」の活用により、即座に危険情報を保護者に送信するシステムの確立
○洲本給食センターの供用開始

施策方針

児童・生徒に対して確かな学力の育成・向上を図るとともに、豊かなこころの育成と特色ある教育を推進します。また、ふるさと「洲本」を愛し、互いに支え協力しあう人づくりを推進します。さらに、子どもたちが学習にしっかりと取り組めるよう、学習環境の整備を図ります。

主要施策

（１）学校教育活動の充実と特色ある教育の推進

「こころ豊かで自立した人づくり」のため、知・徳・体の調和のとれた教育活動を推進します。

また、子ども一人ひとりの教育課題に適切に対応できる学校の校内体制と関係機関や保護者との連携によるサポート体制の整備など、児童生徒への指導及び特別支援教育の充実に努め、特色ある人材教育と幅広い人的交流を図ります。

（２）幼児教育の推進

幼稚園等における心身の調和のとれた発達や生活・学びの連続性を踏まえた幼児の特性に応じた教育・保育、幼・保連携の推進、子育て支援と一体となった家庭教育への支援等に取り組みます。

保育所と幼稚園の機能の見直しを図り、少子化の進行、女性の社会参画による保育ニーズの多様化などを勘案して両施設の連携を進めます。

また、安全で快適な園環境の確保に努め、幼児教育・保育の一体的な提供が可能な環境を整えるとともに、集団教育の充実の観点から施設の再編を進めます。

（３）学校組織力及び教職員の資質の向上

大量退職、大量採用により経験の浅い教員が増えたことや教員の年齢構成の不均衡により、知識・技能の継承が図りにくい状況を改善するため、兵庫県教育委員会作成の教員等の資質向上に関する指標及び教職員研修計画を参考にして、体系的・継続的な研修を充実させます。

また、教育センターを活用し、教職員の研修の中核にします。

（４）家庭での教育力の向上

親が親として成長するための学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を支える体制づくりなど、家庭教育への支援に取り組みます。

（５）地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

地域が主体的に学校運営に参画し、効果的な学校支援活動を行うなど、地域ぐるみで子どもを育成する体制づくり、学校からの積極的な情報発信を踏まえた地域と学校の連携等に取り組みます。

（６）安全で快適な学習環境の整備

中学校への設置に引き続き、望ましい教育環境を整え、学力向上のために小学校への空調機の設置を進めます。

安全対策の充実や学校施設の避難所としての活用も視野に入れた施設の充実を図り、快適に学校生活を過ごすことができるよう努めます。

また、学校内の防犯設備の適切な運用と、地域と連携した見守り活動の支援により、防犯意識の向上に努めます。

新規に可動式パソコン（タブレットパソコン）を導入し、ほぼ校内全域でＩＣＴを活用した授業を可能とすることで、児童生徒の学力向上を図ります。

発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組むとともに、次期学習指導要領を踏まえ、フューチャースクール事業として、あらゆる学習場面において自在にＩＣＴを活用できるための環境をつくります。

医療的ケアについては、合理的配慮を推進し、医療安全が確保されるとともに、保護者の心理的・身体的負担を軽減します。

（７）安全で安心な通学路の確保

「あんしんねっと」の活用を推進します。

また、洲本市通学路安全推進協議会による、通学路の点検、改善を推進します。

（８）学校給食の充実と食育の推進

給食センターの効率的な運営に努めるとともに、安全で安心なおいしい給食の提供、食物アレルギーに関する事故防止、地産地消や食育に関する取組の継続とより一層の推進を図ります。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
小中学校への空調整備率（%）								
30.7	31.6	46.2	54.5	61.0	61.0	61.0		61.0
あんしんねっと登録者数（人）								
6,803	7,456	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500		7,500

［関連個別計画］

〇洲本市教育振興基本計画
〇洲本市過疎地域自立促進計画

第２節　生涯学習の振興

現状

市民一人ひとりが自分らしく豊かな人生を過ごすためには、生き生きと活躍できる生涯学習社会の実現が求められています。このような中、生涯学習の各種講座は、受講生の自己実現や生きがいづくりにつながっており、いつまでも学び続けたいという生涯学習への意欲が高まっています。

一方で、受講生の固定化や高齢化といった課題があり、各ライフステージに沿った学習プログラムを企画するとともに、学習成果の活用を促進することも求められています。

さらに、公民館などの建物や設備が老朽化する中、継続した学習環境を整えていくために、施設の長寿命化への取組も課題となっています。

［近年の取組成果］

〇公民館を中心に、小学生を対象とした囲碁将棋・陶芸・絵画・工作・天体観測といった各種体験教室等の開催

〇図書館において、市のホームページで蔵書検索や予約、多機能携帯端末（iPad）による図書の閲覧、端末の小中学校への貸し出しなど、サービスの向上

〇文化体育館において、自主事業の定期開催

施策方針

市民が主体的に「いつでも、どこでも、誰でも」学びたいことを学ぶことができ、それが地域づくりに活かされるよう生涯学習機会の充実に努めるとともに、生涯学習拠点である公民館や図書館などの施設の充実を図ります。

また、生涯学習を通じて地域の歴史や文化を学び、郷土に誇りを持ちながら、積極的に地域社会づくりに参画することができる人づくりをめざします。

さらに、世代間などの市民交流を深め、学習の成果を地域に還元する仕組みづくりを推進します。

主要施策

（１）学習内容の充実

市民の多様な学習ニーズを把握しながら、公民館等における各種講座や教室の充実を図るとともに、子どもから大人まで幅広い市民が参加できる魅力ある講座等の開催に努め、市民の主体的な学習活動を支援します。

さらに、子どもの豊かな情操や社会性を育むため、公民館等を拠点としてさまざまな体験活動の機会を提供するプロジェクトを展開します。

また、多様な学習情報に市民の興味が集まるよう周知方法の工夫に努めます。

（２）学習の場の提供と体制づくり

市民の生涯学習拠点である公民館、図書館、文化体育館等の社会教育施設の計画的な改修を推進するとともに、拠点施設としての機能を強化しながら施設の柔軟な運営と学習環境を整え、市民に親しまれる学習の場を提供します。

また、市民が生涯にわたり学習できる各種講座を充実して実施していくため、学習活動団体相互の交流や活動を支援するとともに、自立的な活動を行う団体やグループの育成に努めます。

図書館では、利用者のニーズの把握に努めながらサービスの充実を図ります。

さらに、文化体育館では、引き続き、施設の利用拡大、サービスの徹底を行うとともに、市民参加による積極的な自主事業の展開に努めます。

（３）学習成果を活用する仕組みづくり

各種講座で得た知識・技能・経験を、子どもや地域の人たちに伝える（教える）ため、受講者の中から多様な経験を持つさまざまな世代の人材の発掘を行い、講師として積極的に活用する仕組みづくりに努めます。

また、生涯学習拠点施設等で日頃の活動の成果を発表する場や地域住民への人材情報の提供を図ります。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
図書館の貸出者数（人）								
82,513	84,000	85,500	85,000	85,000	85,000	85,500		85,000
文化体育館の利用者数（人）								
280,937	300,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000		310,000

第３節　青少年の健全育成

現状

本市では、これまで青少年の健全育成の取組として、青少年リーダーの養成事業、子ども会やＰＴＡ活動の支援、学校支援ボランティアによる学校への協力、さらには、成人式の開催、子育て学習センターの充実、公民館における子どもを対象とした事業の実施など、家庭・地域・学校・行政が互いに連携しながらさまざまな取組を行ってきました。

一方で、社会の進展や急速な変化により、青少年を取り巻く環境に大きな影響をもたらしており、増加する児童虐待や青少年が関わる事件等の発生、有害な情報の氾濫等に対応するため、地域と一体となって、青少年の健全育成の環境を整えていく必要があります。

このような中、引き続き、家庭教育の重要性や地域で子どもを育てる大切さといった意識の啓発とともに、地域が一体となった青少年健全育成に関する事業を展開する必要があります。

［近年の取組成果］
〇洲本市子ども会連絡協議会の自主運営の支援
〇すもとっ子野外活動教室による次世代を担う青少年リーダーの育成

施策方針

家庭・地域・学校・行政がそれぞれの役割の意識を深め、連携を図りながら、青少年活動や青少年団体の活動を支援していくことで、思いやりや創造性豊かな青少年の健全育成を図ります。

主要施策

（１）家庭・地域・学校・行政の連携

次世代の本市を担う人づくりに資するため、 学校・地域・家庭・行政・青少年育成団体との連携により、学校外活動や野外活動体験の機会をさらに充実し、自立心や責任感を養いながら、青少年の健全な人格の形成を図ります。

また、青少年自らが多種多様な社会教育事業の企画・運営に関わることにより、社会の一員としての自覚を育みます。

（２）家庭・地域の教育力の向上

平成 30 年度から子育て学習センター機能を拡充させた「地域子育て支援拠点施設」を開設し、子育て相談や育児講座の実施、サークル活動・情報交換の場の提供など、子育て家庭への相談支援や乳幼児及び保護者の相互交流がいつでも安心して行える体制づくりをめざします。

（３）交流・体験活動の充実

地域に根差した子ども会等の青少年健全育成団体との連携や育成支援を通して、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図るとともに、子どもが集う機会や地域住民との交流活動を創出することで地域の教育力の向上に努めます。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
洲本子育て学習センター／五色すこやかセンターの利用者数（人）								
25,977	26,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000		28,000

第４節　地域文化の振興

現状

地域文化の担い手として自主的に芸術・文化活動を行っている団体に対しては、活動の継続や発展を支援するとともに、市民が芸術・文化を鑑賞する機会や発表する機会を充実することによって、こころ豊かで、文化のかおりが高いまちづくりを引き続き推進します。

また、本市に残る歴史文化遺産を活用し、郷土愛の醸成やまちづくりにも取り組んでいます。

［近年の取組成果］

○淡路文化史料館に展示する銅鐸・銅鏡のミニチュア鋳造体験や歴史文化遺産をつないだまちあるきの実施
○高田屋嘉兵衛翁記念館の資料の高田屋顕彰館（菜の花ホール）への集約と展示内容の充実
○洲本市文化協会への加入団体数の増加
○第 70 回を迎えた洲本市美術展では、記念事業として旧アルファビアミュージアムを会場に企画展示を実施

施策方針

地域に根差した文化活動・文化団体への支援、鑑賞機会の充実、地域文化の担い手の養成などにより、こころ豊かなまちづくりをめざします。

また、地元の歴史・伝統・文化資源を適切に保存・継承し、郷土への愛着を育みながら地域文化の活性化を図ります。

主要施策

（１）地域の歴史・伝統・文化の継承と理解の促進

市民の生涯学習拠点である公民館、図書館、淡路文化史料館等における郷土学習の講座のさらなる充実を図ります。

また、学校教育においては、日本遺産「国生みの島・淡路」に関する授業を取り入れるなど、地域の歴史文化を学び、郷土への愛着を育む機会を充実します。

さらに、伝統文化の継承に向け、郷土芸能保存団体への支援を通して人材の育成を図るとともに、伝統芸能の発表の場、鑑賞の機会を充実させます。

（２）歴史文化遺産の保存と活用

貴重な地域資源である歴史文化遺産について、これからも保存・継承をするとともに、さらなる調査を行うことで、新たな文化財指定をめざします。

また、市民が誇る文化財として整備を進め、地域を活性化するための観光資源としての活用も進めます。

（３）郷土の偉人の顕彰

高田屋嘉兵衛翁をはじめとする郷土の偉人を、各種イベント、講座、展示等を通じてさらに顕彰します。

（4）芸術・文化団体の育成・支援と鑑賞機会の充実

各種団体の活力ある自主的活動を積極的に支援し、芸術・文化の活性化を図ります。

また、指導者の育成支援、並びに子どもたちが参画できる機会を拡充するため、芸術・文化活動の情報提供に努めます。

さらに、洲本市文化体育館を拠点とした自主事業を通して、優れた芸術・文化にふれあう機会を提供します。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
淡路文化史料館への小・中学生入館者数（人）								
471	600	650	700	750	800	800		800

第５節　生涯スポーツの振興

現状

組織の育成と支援に取り組み、新たに１種目団体が設立され、市体育協会に加盟しました。

また、スポーツクラブ 21 については、地域におけるスポーツ振興の核組織として、地域コミュニティの醸成を図るためにも、引き続き、育成と支援に努めます。

各スポーツクラブの指導者・保護者を対象とした指導者講習会に加え、アスリートネットワークプロジェクトにおけるスポーツ教室などの取組により、青少年の健全育成の充実・強化が図られています。

さらに、既存イベントの見直しや新種目の導入、及び各施設における自主事業の拡充とサービスの向上に努めた結果、大会参加者・施設利用者数も増加しました。恒例の「あわじ島スポーツフェスティバル」も年々参加チームが増え、特色ある広域的なスポーツ交流イベントとして定着してきていますが、他市とも連携し、より一層の充実が求められています。

さらに、2021 年に開催される関西ワールドマスターズゲームズを好機と捉え、世界に本市を発信するとともに、交流人口の拡大を図る必要があります。

［近年の取組成果］

〇ゴルフ協会等新たな団体の体育協会への加盟と助成制度の見直し
〇体育協会主催による指導者・保護者を対象とした講習会の開催
〇スポーツ推進委員指導によるニュースポーツ教室の拡充
〇全日本高等学校女子サッカー選手権大会等での市民ボランティアの参画

施策方針

市民ニーズに応じたスポーツ活動機会の拡充と各種スポーツ団体の育成及び支援を図り、スポーツを通じての健康・体力づくり、生きがいのある活力ある地域づくりをめざします。

また、アスリートネットワーク・学（大学等）・産（企業）などとの連携・協働によるスポーツ環境の整備を推進するとともに、障害者スポーツの活性化と本市の未来を担う若者が企画・実践するイベントを通じて、交流と活力あるまちづくりをめざします。

主要施策

（１）組織の育成・支援

体育協会に加盟する各種目団体の自主運営組織を支援することにより、競技力の向上とスポーツの振興を図ります。また、新たな団体組織の育成支援に努めます。

青少年のニーズに応じたスポーツ教室の拡充をするとともに、スポーツクラブの指導者や教員等への講習会を拡充することにより、指導者の資質向上を図ります。

（２）施設の整備・管理運営の充実

各施設の管理・運営の見直しや市内スポーツ施設間の連携を図り、より効率的な管理・運営、

利用者のニーズに適応したサービスを提供します。

（３）スポーツ活動への参加促進

市民ニーズの把握に努め、スポーツ推進委員などの協力のもと、健康・体力づくり、仲間づくりの場としてのスポーツイベントの充実を図ります。

また、障害者スポーツの推進を図ります。

（４）スポーツによるまちづくりの推進

スポーツクラブ 21 の活動を支援し、各地域の実情に応じたスポーツの振興と地域コミュニティの醸成に努めます。

また、スポーツ未来島構想すもと実行委員会を母体とした「Sumoto　Wakamono Project」を自立させ、本市の未来を担う若者が主体的に創るスポーツイベントを実践します。

交流人口増をめざした全国大会レベルの大会の誘致や「あわじ島スポーツフェスティバル」、また、２０２１年に開催される関西ワールドマスターズゲーム等に市民参画の場を設けることにより、市民が一体となった受入体制のもと、来訪者を温かくお迎えし、交流と活力あるまちづくりに努めます。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
特色あるスポーツイベント参加者数（人）								
1,500	1,800	2,000	2,400	2,600	3,000	3,000		3,000

第５章　地域産業の育成と新産業の創造

第１節　観光の振興

現状

豊富な観光資源を要し、都市圏からの交通アクセスに恵まれた島という好条件を背景に、観光資源の磨き上げや積極的・戦略的なプロモーションの展開、食やまちあるきなどの取組の推進によって、観光入込客数は、さまざまな要因がある中で安定的に推移するとともに、本市の知名度については、着実に全国的な拡がりをみせています。

また、全国的な外国人旅行者数の拡大に伴い、緩やかではあるものの、本市を訪れる外国人旅行者も着実に増加している状況であります。

さらに、本市の大きな特徴である宿泊客（滞在型観光）については、緩やかな拡大傾向にあるとともに、観光入込客数に対して、県内・島内平均を大きく上回る宿泊客割合を獲得しています。

一方、淡路島観光圏の認定や淡路島観光協会の発足を契機に、これまで積極的に進めてきた広域観光の推進については、年々精度を上げながら、日本遺産などの取組も含め、効果的な展開がなされており、加えて、インバウンドを意識した全国的な拡がりの中で、御食国サミット（淡路・若狭・志摩・京都）・広域観光周遊ルート（瀬戸内／関西）・神戸などとのさらなる広域的な連携が展開されています。

このような状況の中、豊富な観光資源の利活用や広域観光の推進などのこれまでの取組と並行して、激化する地域間競争や外国人旅行者の獲得を意識し、本市の強みを活かした淡路島洲本ブランドの確立やキラーコンテンツの創出、都市部やゴールデンルートにはない淡路島洲本ならではの特徴ある機能の創出・発信が課題となっています。

［近年の取組成果］

○既存観光資源の着実な機能向上（老朽施設等の更新など）
○食の取組やまちあるきの推進などによる観光ルートの拡大
○メディアを意識した大型イベントの開催などによる知名度の向上
○日本遺産の取組などによる広域観光の拡大
○御食国サミットの開催などによる淡路島洲本ブランドの確立推進

施策方針

御食国（食）・温泉（宿泊）・城下町（まちあるき）・島といった本市の強みを活かした絞り込んだ取組を加速させ、知名度向上を意識した淡路島洲本ブランドの創出・定着を推進することによって、『誰もが知り・訪れるまち』として、人口減少対策としての国内外の交流人口の拡大による消費の拡大をめざします。

さらに、都市部にはない洲本ならではのローカルな観光機能として、多彩な人とのふれあいを通じた『洲本くさいまち』を創出・発信し、他地域との差別化を図ります。

加えて、これまでの多面的な取組や広域観光についても着実なステップアップを図るとともに、特に来訪者を裏切らない着実な観光資源の維持管理を推進し、『毎年・毎日訪れたくなるまち』をめざします。

主要施策

（1）淡路島洲本ブランドの確立

洲本の強み（御食国（食）・温泉（宿泊）・城下町（まちあるき）・島）を活かした絞り込んだ事業展開と国内外への発信を強化し、淡路島洲本ブランドの確立を図ります。

（2）ＰＲ活動の推進

メディア露出等を意識した効果的なプロモーションを全国的・世界的にターゲットを設定して推進します。

（3）受け入れ体制の整備

やさしさあふれる観光地をめざし、観光案内機能の向上などの受け入れ体制の充実を図るとともに、市民全体によるおもてなしのこころの醸成を推進します。

また、都市部にはない洲本ならではの地域の人々とのふれあいなどの観光機能を創出・発信し、他地域との差別化を図ります。

（4）広域観光体制の充実

淡路島観光協会を中心にさらに連携を強め、広域観光体制の充実を図るとともに、インバウンドなどを意識し、これまで以上に新たな広域的な連携や事業展開を推進します。

（5）観光交流資源の充実・活用

老朽施設の更新や維持管理を重点事項として着実に推進するとともに、市内全域の観光交流資源の磨き上げを推進します。

特に本市のシンボルである三熊山・洲本城跡については、長期的な石垣・樹木の適正管理によって、新たな魅力を生み出します。

（6）インバウンドの推進

単純な量的拡大ではなく、ターゲットを絞ったより一層淡路島洲本ブランドを高めるための外客誘致をすべての施策展開の中で強く意識するとともに、広域観光体制の中で存在感を高めながら推進します。

（7）体験型観光等の推進

農漁業との連携や着地型旅行商品の造成、早朝夜間の観光資源の開発など、滞在時間の長期化を図る体験型観光等を推進します。

目標指標

実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)

観光入込客数（人）								
1,174,109	1,200,000	1,230,000	1,260,000	1,300,000	1,330,000	1,360,000		1,550,000
宿泊客数（人）								
651,053	650,000	665,000	680,000	700,000	715,000	730,000		825,000

［関連個別計画］ ○淡路島総合観光戦略

第２節　農林業の振興

現状

本市の１次産業は、恵まれた自然環境や京阪神への好アクセスといった立地条件を活かし、大都市への主要な食の供給基地としての役割を果たしてきました。

また、古より「御食国（みけつくに）」と呼ばれる淡路島の多様で豊かな食資源は多くの観光客を惹き付けており、具体的には、淡路島玉ねぎや淡路ビーフ、鮎原米などの農産物やウニ、アワビ、サワラなどの水産物などの食・グルメを目当てに、毎年 1,300 万人を超える観光客が淡路島に来島しており、淡路島の地域経済を支える産業として、１次産業は重要な役割を担っています。

その一方で、農業を取り巻く環境は、農業者の減少・高齢化と後継者不足、耕作放棄地の拡大など深刻さを増しています。また、台風などによる農業災害の発生等による収入減少のリスクとともに、シカやイノシシによる農作物被害が特に深刻な課題となっています。

このような中、本市では、関係機関・団体と連携しながら、ほ場整備や農道整備、さらには、ため池改修などの農業生産基盤の整備に加え、新規就農支援や担い手の育成・確保、また、生産性向上による所得の向上や畜産振興など、幅広い取組を行うとともに、交付金を戦略的に活用して、持続的な地域農業の構築をめざしています。

また、上記の農業振興策に加え、再生可能エネルギーの推進を通じ、農山漁村地域における所得の向上や地域内経済循環の実現をめざしています。

さらに、森林林業施策については、全国的な木材利用の低下や森林所有者の高齢化等によって、森林の放置が増加しています。森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、市民と協働のもと、森林保全に努める必要があります。

［近年の取組成果］

○産地の特色を活かした水田フル活用ビジョンの策定
○６次産業化については、その取組を行った農業者又は事業者に対し、助成を行っている（１０万円×３件／年）
○担い手不足や耕作放棄地の増加などの人と農地の課題解決に向けて集落単位で取り組む人・農地プランを現在 24 件（26 集落）作成
○都市部の大学との連携により、地域に学生が訪れ、地域住民とともに考え、汗を流す機会の創出
○バイオマス産業都市認定

施策方針

ほ場整備や農道整備、ため池改修などの農業生産基盤整備事業、新規就農支援や集落営農組織化・法人化を通じた担い手の育成・確保、機械導入等の支援を通じた生産性向上による所得向上、牛舎整備等による畜産振興など、農業振興に幅広く取り組みます。

また、多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金といった日本型直接支払交付金を戦

略的に活用して、持続的な地域農業の構築をめざします。

このような農業振興策とともに、再生可能エネルギーの推進を通じた農山漁村地域における所得向上や地域内経済循環の実現をめざします。具体的には、第４章において後述する「あわじ環境未来島構想」や「洲本市バイオマス産業都市構想」で掲げる各プロジェクトの推進に取り組んでいくこととしています。

さらに、森林林業施策については、国土の保全や水源のかん養など、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、平成 31 年度から施行が予定される森林環境譲与税（仮称）を財源とする森林整備を含め、市民と協働のもと、森林保全に努めるとともに、レクリエーション、憩いの場としての活用を図ります。

主要施策

（１）基盤整備の促進

ほ場整備をはじめとする農業基盤整備は地域農業の存続に不可欠であると考え、引き続き、さらなる推進を図ります。

（２）農道整備の促進

農業生産基盤と生活環境基盤の両面において利便性や安全性の向上を図るため、引き続き、全線開通に向けて取り組みます。

（３）特色ある農業の展開

引き続き、水田フル活用ビジョンを活用し、玉ねぎやレタスといった産地の特色のある作物の作付を奨励し、推進します。

飼料作物全体については、近年作付面積が拡大傾向にある稲ＷＣＳ（稲発酵粗飼料）や飼料作物の作付を推進するとともに、たい肥流通助成、耕畜連携などの助成についても継続して行っていき、飼料作物全体の増加を図ります。

また、野菜については、ブランドである淡路島玉ねぎやレタスの産地強化を図るとともに、有機資材の投入や減農薬による差別化、新たな販路の開拓を支援します。

さらに、有機農法や合鴨農法の導入などによる農産物の高付加価値化やブランド化、女性農業者グループや新規就農者等において取組が広がりだしている６次産業化の取組を推進します。

人・農地プラン作成集落を増加させ、担い手不足、耕作放棄地の解消に向け、さらに取組を推進します。併せて、地域農業の問題は、人（農業者の減少・高齢化と担い手不足）と農地（耕作放棄地の増加）の問題だけではなく、空き家や倉庫や牛舎等の空き施設も目立ち始めていることを踏まえ、人・農地プランを核としながら、本市独自の取組として「人・農地・住居・施設・機械プラン」の作成を推進し、新規就農者の受入体制を強化しつつ、集落内に眠る空き家や空き施設、使用していない農業機械の有効活用を推進します。

さらに、農地中間管理事業を利用することにより、耕作放棄地発生の防止、担い手の経営規模拡大を促進します。

（４）担い手の育成

担い手として、経営基盤が強化された認定農業者の育成を行います。

集落営農組織の組織化・法人化への支援を行い、担い手としての集落営農組織につなげます。

認定農業者による親方農家制度、就農希望者への滞在拠点の整備、「人・農地・住居・施設・機械プラン」の作成等を通じた集落側の新規就農者の受入体制の構築等、さらなる環境整備に努め、新規就農者の増加を図ります。

（5）農村の振興・活性化

多面的機能直接支払交付金や市単事業である原材料支給事業等を活用して、集落内の農道や水路等の地域インフラを計画的に整備するとともに、中山間直接支払交付金を戦略的に活用して、集落営農活動を行うための農業機械等の購入、省力化対策としての防草シートや獣害対策としての電気柵の導入など、各集落の地域課題を踏まえながら、地域農業の維持・発展を支援します。

また、農村部において深刻な課題となっている鳥獣被害について、シカやイノシシの捕獲に対する補償費の支給に加え、狩猟者への箱わなの貸与や、ICT を活用した囲いわなの設置等により捕獲を促進するとともに、集落柵の設置への助成、集落ぐるみで被害対策活動を行う集落への助成を行います。さらに、獣害対策セミナーの開催などにより、人材育成や体制整備を進めます。また、捕獲鳥獣の有効活用を図るため、飲食、宿泊関係者とともに、ジビエ料理の商品化・取り扱い店舗の拡大を進めます。

（6）ため池整備の推進

地域の安全・安心を向上するため、引き続き、ため池改修に取り組みます。

（7）生産性の向上

認定農業者をはじめとする意欲ある農業者に対して、国や県の事業も活用しながら農業機械の導入を支援します。また、農業機械の共同利用、作業の共同化を人・農地プランに位置づける集落に対して、必要となる共同機械等の導入経費の負担軽減を支援します。

（8）畜産業の振興

肉用牛について、飼養頭数が年々減少傾向にあるものの、本市が但馬牛素牛の市町別県下最大の産地であるという強みを活かして、大規模志向の畜産農家を中心に国事業を活用した大規模牛舎の建築を支援するとともに、小規模畜産農家においても持続的に経営が続けられるよう、県事業等を活用し増頭対策の助成を行います。

乳牛についても、飼養頭数の減少が続いていますが、地域全体の搾乳量が減少すれば、その分集送乳コストがかかり、酪農経営を逼迫することに繋がりかねないので、大規模志向の酪農家を中心に国事業を活用した大規模牛舎の建築を支援するとともに、導入や精液助成等を引き続き行います。

また、繁殖雌牛を耕作放棄地や低利用地に放牧することは、農地の維持管理とともに、母牛の省力的・健康的な飼養管理として期待されますので、繁殖雌牛の放牧を推進します。

（9）森林の保全

国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、市民との協働のもと、森林整備・里山事業などの支援による森林保全に努めるほか、レクリエーション、憩いの場としての活用を図ります。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期(最終年)
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
農業体験者及び農業研修生の受入人数（人）								
8	4	5	5	5	5	5		5
一戸当たりの繁殖雌牛飼養頭数（頭）								
7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5		12.5

［関連個別計画］

〇洲本市地域農業活性化協議会水田活用ビジョン
〇洲本市畜産クラスター協議会
〇洲本市鳥獣被害対策計画

第３節　水産業の振興

現状

水産業については、漁獲量の減少、魚価の低迷、就業者の高齢化・減少など、非常に厳しい状況が続いています。

また、若年層を中心に「魚離れ」が全国的に進行している中、地元の新鮮な水産物を地元で消費する地産地消を推進し、市民の豊かな食生活の実現と地元水産物の消費拡大を図る必要があります。

漁業生産の向上を図るため、関係機関と連携し、稚魚・稚貝の放流や栽培漁業の取組を進めており、漁獲量を増加させるには、漁場整備による漁場の改善に努めるなど、より一層の推進を図る必要があります。併せて、浜値（地方卸売市場）の売買価格の向上のため、ブランド化や卸売市場の改善も必要となってきています。

漁業基盤の整備としては、炬口・鳥飼漁港において、物揚場の護岸の長寿命化工事が完成したことにより、今後の社会資本の整備費の低減化が図られており、漁業活動や漁船の安全操業が確保できています。また、上記漁港においては、維持管理計画を策定しており、計画に基づいた適正な維持管理を行う必要があります。

将来に夢が持てる水産業をめざすため、漁業協同組合の直営事業を行うなどの経営基盤の強化を図り、安心して漁業を営める環境をつくることが急務であると考えます。

［近年の取組成果］

○由良の赤ウニの養殖事業の試験的実施
○「淡路島の生サワラ丼」や「こっちゃの海苔」の販売
○炬口漁港と鳥飼漁港の長寿命化工事の実施
○「由良の魚」と「淡路島のサワラ」の周知

施策方針

漁場を守り、水産資源を育成し、豊かな海にするため、ため池の底浚え（かいぼり）や下水道処理場の栄養塩管理運転の導入など、創意工夫を進めることによって、水産業のさらなる発展をめざします。

主要施策

（１）つくり育てる漁業の推進

漁業生産の向上を図るため、つくり育てる漁業をめざし、稚魚・稚貝の放流や栽培漁業などを進めます。

（２）特産品づくりの促進

関係機関との連携を図り、水産物を利用した特産品づくりを推進するとともに、水産物の地産地消を促進します。

（３）漁業基盤の整備及び管理

漁港、海岸保全施設などの整備と適正な維持管理による漁業環境を維持するとともに、漁礁

の設置、増殖場の造成など、漁場整備を図り、漁場の改善に努めます。

（４）後継者の育成と経営体制の整備

各種事業の推進、組織の強化による漁業者の経営安定を図り、後継者づくりと人材の育成に努めます。

（５）交流による漁業の活性化

観光部門との連携によるブルーツーリズムや体験漁業の促進に努め、都市との交流による漁業の活性化を図ります。

（６）地域ブランドの確立

淡路島の魚のブランド力に加えて、地域特性を活かした地域ブランドの確立をめざします。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期(最終年)
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
洲本市３漁協の正組合一人当たりの漁獲額（千円／人）　（※１）								
3,300	3,467	3,562	3,662	3,768	3,881	4,000		4,815

（※１）計算式：洲本市３漁協の漁獲額（千円）／洲本市３漁協の正組合員数（人）
（各数値は、暦年及び１２月末日時点）

第４節　商工業の振興

現状

円高を契機に、企業が人件費の抑制などを目的として生産拠点を国内から海外に移転する「産業の空洞化」が深刻化しているなど、産業を取り巻く環境が急速に変化しています。本市の商工業についても、人口減少などの影響もあって、事業所数、商店数、従業員数、年間販売額などがいずれも減少を続けており、商工業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

こうした状況のもと、市の都市機能の増進及び経済活力の向上を図るため、商工関係団体との連携のもと、中心市街地における個々の商店が創意工夫するとともに、再生に向けて、空き店舗や後継者不足に悩む商店街への積極的な対策が必要です。

また、市街地の再生や地元企業の振興策、新規企業の立地施策など、商工業の活性化に向けて、一体的に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

さらに、産業を振興し、雇用を創出することで、地域経済に新たな活力を与えるため、企業誘致条例による優遇制度の充実を図るとともに、企業誘致を進めるためには、企業用地の確保が重要な課題となっていることから、民有地の活用も含めた取り組みを早急に進める必要があります。

［近年の取組成果］

○「元気な商店街づくり事業」を活用した各種イベントやイメージ統一事業の実施による商店街の魅力再発見

○商工会議所・商工会、金融機関等の各種関係機関と連携した中小企業の支援

施策方針

市内での開業と安定経営による事業の継続や人が集まるような魅力ある事業活動を支援します。

また、「元気な商店街づくり事業」を活用した商業団体への支援など、地域産業の振興を図ります。

さらに、市内での産業の振興と雇用の増大及び地域経済の活性化を図るため、企業誘致を推進するとともに、地元企業に対しても、企業誘致条例による支援制度の活用を図ることにより、地域産業の振興を促進します。

主要施策

（１）商店街の活性化

大型店舗等の進出により、商店街への来場者が年々減少しているのが現状です。そこで、「元気な商店街づくり事業実践実験事業」を積極的に活用し、イベントを実施することにより商店街の魅力を再発見してもらい、何度も訪れたい街となるきっかけづくりとします。

また、イメージ統一事業の実施により、「城下町すもと」にふさわしい街並みをつくり、魅力的なまちあるきが楽しめる商店街をめざします。

（２）中小企業の経営の安定化

中小企業・小規模事業者は地域の経済を活性化するうえで大きな役割を担っております。商工会議所及び商工会、また金融機関等各種関係機関と連携し中小企業の支援に努めます。

（３）関係団体との連携強化

商工業の振興施策を進めるにあたっては、福祉、教育、環境、まちづくりなどの分野と連携を図るとともに、商工会議所、商工会などと連携し、商工業の振興策を推進していきます。

特に中心市街地においては、洲本商工会議所との連携を強化した交流拠点施設を整備し、まちの活力再生と賑わいの創出を図っていきます。

また、国や県の支援策の活用を図るとともに、有効な施策の構築などを要望していきます。

（４）企業誘致の促進

企業誘致を促進するため、新たな企業用地の確保や未整備の企業用地の整備と併せて、企業誘致条例による支援制度を活用し、市外からの企業をはじめ、市内企業の事業所の拡張や移転にも取り組むことにより、雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
洲本市内事業所数（事業所）								
2,647	2,640	2,640	2,640	2,670	2,670	2,670		2,700
企業誘致条例による支援制度活用企業数（社）								
1	1	2	2	2	2	2		2

第５節　地域資源を活かした新産業の創出

現状

平成 22 年に策定した「あわじ環境未来島構想」の目標の１つとして、再生可能エネルギーの活用を通じて 2050 年に電力自給率 100%を実現することが盛り込まれました。この構想に基づき、淡路島内全域においてさまざまな再生可能エネルギー事業が進められ、太陽光発電事業を中心に急速に島内の発電量は高まっていきました。それとともに、平成 25 年６月には、地域資源である再生可能エネルギーによってもたらされる恩恵を地域に還元し、地域の発展に活用するという、市の基本姿勢を示す「洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例」を制定し、市内における再生可能エネルギー事業を推進するための環境整備を進めてまいりました。また、平成 26 年に策定した「洲本市バイオマス産業都市構想」に基づき、本市の象徴的な取組である「菜の花・ひまわりエコプロジェクト」をさらに推進するとともに、平成 28 年度にウェルネスパーク五色に設置した竹チップボイラーの安定稼働により、近年課題となっている放置竹林から搬出される竹の燃料化を加速化させ、放置竹林の解消とともに、石油燃料に代わる資源を地域内から生産することとしています。さらに、五色沖の強い西風を利用した洋上風力発電事業の事業化可能性調査を行っています。

その一方、大学が存在しない本市では、進学等をきっかけとした若者の流出等により人口減少や高齢化が深刻化しています。このような中、平成 25 年の総務省事業採択を契機に、地域と大学との連携事業である「域学連携事業」を行ってきました。大学教員の先進的な専門的知見や大学生というワカモノ・ヨソモノの視点と行動力、さらには、地域の方の経験等が交わり、地域の課題解決や活性化に向けた取組が市内各所で進められてきました。近年では、全国有数の日照条件や全国で２番目に多いため池数など、本市の特徴を活かし、売電利益を地域に還元することを目的とする再生可能エネルギー発電所を設置することを、連携大学や地元金融機関等と検討し、「地域貢献型ため池ソーラー発電事業」を市内２ヶ所で設置するに至りました。

このように、地域資源や連携大学等のマンパワーを活かし、資源循環と経済循環による地元産業への寄与が大きく、また、環境に優しく災害時の自主エネルギー源確保にもつながる再生可能エネルギーの活用を軸とする新産業の創出をめざします。

また、前述の域学連携事業の成果の１つとして、柏原山の使われなくなった登山道を「ロングトレイル」として旅行商品化する取組や、農業用ため池に堆積した泥を流し出す“かいぼり”や、美しい里山や棚田の維持管理などの農林漁業活動そのものを体験型ツアーとする取組が、地元住民と大学との連携により生まれようとしています。さらに、大学生を含む都市部住民が市内に滞在するための拠点となるよう古民家を改修したり、漁港での集客によるにぎわい創出のシンボルとなる巨大壁画を制作する取組も連携大学を中心に行われました。洲本市街地では、明治・大正期のレンガ造りの建物、江戸時代の城下町と武家庭園、戦国時代の山城等、多くの歴史資産があり、これらを歩いて回るイベントも開催されています。このような、地域資源を活かしたツーリズムの創造を通して、交流人口の増加や市民の郷土愛を育みます。

［近年の取組成果］

○「地域貢献型ため池ソーラー発電事業」
　平成 29 年度プラチナ大賞優秀賞受賞
　平成 29 年度新エネルギー大賞審査員特別賞受賞

施策方針

「地域貢献型ため池ソーラー発電事業」の市内でのさらなる推進、あわじ環境未来島構想や洲本市バイオマス産業都市構想の実現、五色沖での洋上風力発電事業の調査検討を通じて、環境にも優しい再生可能エネルギーを活用した新産業の創出を産官学金の連携によりめざします。

また、域学連携事業により、大学の教員、学生、卒業生を市内に積極的に誘致し、若い感性によるアイデアや気づきを活かしたにぎわい創出事業を地元住民とともに実践し、交流人口の増加や市民の郷土愛を育みます。

主要施策

（1）再生可能エネルギーを活用した新産業の創出

市内２ヶ所に設置している「地域貢献型ため池ソーラー発電事業」について、水利関係者の意見や事業可能性等を踏まえながら、市内各地での展開の可能性を調査するとともに、五色沖での洋上風力発電事業について、国や県の補助事業等も活用しながら調査検討を進めます。

（2）バイオマス産業都市構想の推進

平成 13 年度から推進してきた「菜の花・ひまわりプロジェクト」について、作付面積の増加や効率的な収穫体制の構築を図るとともに、食用油の加工品を開発するなどして、さらなる高付加価値化に取り組みます。

また、市内の住民組織を中心に、竹の伐採・搬出に必要となる関連機材の整備の支援を通じて、市内の放置竹林の整備や竹チップの安定的な供給を進めます。

この他、バイオマス産業都市構想で掲げる事業化プロジェクトについても、事業性等を踏まえながら調査検討を重ね、バイオマス関連の産業化をめざします。

（3）地域資源を活かしたツーリズムの創造

「ロングトレイル」や「すもと歴史さんぽ」等の着地型ツアーを積極的に開催するとともに、参加者の意見等を踏まえながら、ツーリズムとしての完成度や付加価値を高めます。

目標指標

実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
なたね・ひまわりの収穫面積（ha）								
19.6	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0		21.0

［関連個別計画］

○あわじ環境未来島構想
○洲本市バイオマス産業都市構想

第６節　雇用・勤労者対策の充実

現状

大胆な金融政策等の経済財政政策を推進してきた結果、日本全体の経済情勢は一部に弱さがみられるものの緩やかな回復傾向にあります。しかしながら、本市においては、人口減少に加え、若者の市外及び島外流出が続いていることから、洲本市内の労働力人口が減少しているのが現状です。若者の洲本市内及び島内就職者を増加させ、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題です。若者の地域定着を図ることを目的とした地域に根ざした人材を育成する事業をはじめ、Ｕ・Ｊ・Ｉターン促進のための取組を強化する必要があります。

また、若者の働く場所を確保するための事業に積極的に取り組み、人材確保を図ることが大きな課題です。

［近年の取組成果］

○地域経済の活性化及び雇用の確保を図ることを目的として、洲本市内で起業する「女性」または「若者」に対して、起業に必要な経費の一部を補助する洲本市女性・若者起業支援事業補助制度の実施
○起業支援セミナー及びチャレンジショップの設置
○淡路県民局・ハローワーク・島内３市・商工会議所・島内各商工会・雇用開発協会と連携した淡路地域人材確保協議会の設置により、求人企業合同説明会の開催や島内企業情報冊子の作成

施策方針

関係機関と連携して、優秀な人材の確保を図り、企業家や働く人材の育成、勤労意欲の高揚に努めます。

主要施策

（１）雇用の創出

雇用機会の創出に向けて、新しい事業所の誘致や事業を拡張する事業者への支援とともに、新規起業者への支援を展開します。起業支援セミナーの実施や洲本市内で起業する「女性」または「若者」に対して、起業に必要な経費の一部を補助する「洲本市女性・若者起業支援事業補助制度」を積極的に実施します。また、主要産業である農水産業、観光で淡路らしさを活かした新商品の開発、起業家の育成、働く人材の育成を行います。

（２）勤労者対策の充実

シルバー人材センターと連携し、就労意欲を持つ高齢者に就業機会を提供します。

若年者への就職支援については、淡路県民局・ハローワーク・島内３市・商工会議所・島内各商工会・雇用開発協会と連携して淡路地域人材確保協議会が行う人材確保の取組を積極的に行います。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
市内の雇用者数（人）								
14,700	14,700	14,700	14,750	14,800	14,800	14,800		14,900

第６章　生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出

第１節　子育て支援の充実

現状

関連部門・関係機関が一体となって、就労しながら子育てをする家庭や就労を希望する家庭の増加に対応するため、保育所や認定こども園、放課後児童クラブの充実、子育てに不安を感じている家庭への支援、要保護児童のいる家庭の把握と相談・支援、経済的支援の充実など、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進してきました。

平成 27 年３月には、平成 27 年度から平成 31 年度までの５ヶ年を計画期間とする「洲本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づく多様な子育て支援事業を展開しています。近年、特に、保育所等における障害のある子どもへの特別支援、要保護児童対策（児童虐待防止）や家庭相談などに対する市民ニーズが高まっており、これらのニーズに応えられる体制整備に取り組んでいます。

今後もさらに、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、都市計画、生活環境などのあらゆる分野が連携して、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進め、本市で子どもを生み育てたいと願う人が増えるよう、地域住民が相互に支え合う子育て支援に取り組む必要があります。

［近年の取組成果］

○母子健康包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターを専属配置
○産後ケア事業や産前・産後サポート事業の開始
○放課後児童クラブについて、中川原小学校区で休止中のクラブを再開し、また、第三小学校区では現クラブの定員を拡充
○市立認定こども園の整備推進

施策方針

子どもが健やかに生まれ育つよう、関連部門、関連機関・団体が一体となった多面的な子育て支援施策を推進します。

主要施策

（１）子育てと仕事の両立支援の推進

保育所や認定こども園、放課後児童クラブの充実を図り、子育てと仕事の両立の支援に努めます。また、多様な就労形態に対応するため、延長保育や一時預かりなどの特別保育を実施します。

（２）母子保健対策の推進

安全で安心して子どもを産み育てられるまちづくりの推進に向け、切れ目のない支援に努めます。

（3）援護を必要とする子育て家庭への支援

子どもたちの安全な居場所を確保するため、児童センター・児童館・放課後児童クラブなど、公共施設を活用した居場所機能の整備を図ります。

また、児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会を核とする関係機関などのネットワーク及び相談体制を強化します。

（4）地域における子育て支援の充実

本市策定の「洲本市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた子育て支援事業の充実に努めます。

（5）子育て環境の充実

市立認定こども園の整備を進め、病後児保育の実施や子育て支援室の設置など、新たな保育ニーズへの対応を図ります。

その他、医療費の助成により、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けることができる環境の整備を図ります。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
母子健康包括支援センター相談件数（延べ件数）								
－	193	204	210	216	222	228		200
産前・産後サポート利用者数（件）								
－	48	96	97	98	99	100		130

［関連個別計画］　○洲本市子ども・子育て支援事業計画

第２節　高齢者施策の充実

現状

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、引き続き、高齢者の自立支援と要介護状態等となることの予防、地域共生社会の実現を図るとともに、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供していくと同時に、制度の持続可能性を確保していくことが重要になっています。

本市においては、第３期～第５期に引き続き、第６期（平成 27 年度～平成 29 年度）においても、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム、さらには、認知症高齢者向けのサービス基盤等を計画的に整備し、サービスの提供体制の充実を図っているところです。

本市の高齢化率は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 33.9%と全国・兵庫県平均を大幅に上回り、今後もさらに高齢化の進展が予測され、非常に深刻な問題となっており、介護予防事業に加え、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対する予防事業等の取組が課題となっています。

［近年の取組成果］

〇洲本市自立支援型地域ケア個別会議の設置
〇いきいき百歳体操推進によるグループの増加（85 グループ）
〇協力事業者による高齢者見守り事業
〇認知症サポーター養成講座により 2,646 人のサポーターを養成
〇認知症初期集中支援チームの設置・稼働
〇認知症予防健診の開始

施策方針

「地域包括ケアシステム」の深化を図るため、本市では保険者機能の強化策として、リハビリ専門職等の多職種が連携し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けたより効果的な介護予防、認知症予防の実施を目的とする「洲本市自立支援型地域ケア個別会議」を開催します。

特に介護予防事業については、いきいき百歳体操のグループ数の拡大、サポーター（世話役）の育成支援を実施し、基盤強化を図り、高齢者の健康、体力づくりの推進を強化します。

また、認知症施策については、認知症高齢者やその家族に早期の段階で関わる「認知症初期集中支援チーム」の強化に加え、認知症の進行に応じて利用できるサービス・制度・社会資源等をまとめた「すもとオレンジライフサポート」の周知と普及に努めます。

そして、認知症予防の観点から、「洲本市認知症予防健診」を住民健診、いきいき百歳体操などの集いの場で実施し、早期発見・早期支援に努めます。

地域包括ケアシステムの深化には、地域全体で高齢者を支える仕組みが求められており、その担い手となるボランティアや市民グループの育成が必要となります。地域における福祉活動拠点である社会福祉協議会への支援及び連携を通し、地域の絆や地域力の強化をめざします。

主要施策

（1）生きがいのある長寿社会づくり

高齢者の社会参加及び就労促進に向け、シルバー人材センター、老人クラブ、ボランティアセンターとの連携を図ります。

また、子ども・高齢者・障害者など地域の住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、協力事業者による高齢者見守り支援事業の推進、民生委員・児童委員との連携、地域におけるつどいの場の拡充に努めます。

（2）健康で元気な高齢者づくり

いきいき百歳体操のより一層の推進、リハビリ教室の充実を図り、健康づくりと介護予防を推進します。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、在宅医療と介護が一体的に提供されるよう地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

さらに、「健康すもと 21（第 2 次）計画」に基づき、生活習慣病予防や生活不活発病予防の普及啓発を継続して実施し、高齢者の自立した生活支援に努めます。

（3）安心して暮らせるまちづくり

すもとオレンジライフサポートの普及・周知、認知症サポーター養成講座を引き続き開催するなど、認知症についての正しい知識や理解の普及啓発に努めます。

また、認知症の早期発見・早期受診につなげ、重度化を防いでいくため、認知症初期集中支援チームとの連携を強化します。

さらに、災害が起きた際に何らかの手助けを必要とする人の名簿を作成し、民生委員や自治会と共有するなど、地域ぐるみで災害に備えた支援体制の強化を図ります。

（4）高齢者を支える体制づくり

自立支援型地域ケア個別会議の開催により、リハビリ専門職等の多職種との連携を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。

また、地域包括支援センターの機能強化及び生活支援コーディネーターの配置により、地域の保健・医療・福祉サービス等の専門機関との連携強化及び地域包括ケアシステムの深化を図ります。

さらに、民生委員・児童委員、ボランティア、市民グループ等、地域の活動団体を支援し、地域での担い手を確保及び養成を推進します。

（5）介護保険事業の円滑な運営

今後の高齢者人口及び要介護認定者数の動向に加え、地域医療構想の動向を見ながら、地域において、安心して介護サービスが利用できるよう介護サービスの基盤整備に努めます。（現在のところ、高齢者人口は、平成 30 年をピークに減少に転じることが予測されます。また、要介護認定者数は、平成 30 年度～2022 年度にかけて、急激な増加は見込まれず、微増の状況が続くものと予測されることから、施設や居住系のサービス基盤の整備については慎重に見極める必要があります。）

また、要介護認定事務については、認定審査会への情報を正確に伝えるために認定調査票の検収を全件行い、適正な要介護認定を行います。

さらに、保険者と介護支援専門員の双方向でのケアプランの検討及び点検の実施、兵庫県洲本健康福祉事務所との連携による介護保険事業者に対する指導・監督により、介護給付の適正化を推進します。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
自立支援型地域ケア個別会議（検討件数）								
172	170	170	170	170	170	170		170
いきいき百歳体操グループ（グループ）								
80	85	90	95	100	105	110		110
リハビリ教室の利用者数（延べ件数）								
987	1,250	1,400	1,450	1,500	1,525	1,550		1,600
認知症サポーター養成講座（人）								
328	300	300	300	300	300	300		300
認定調査票の検収率（%）								
100	100	100	100	100	100	100		100

［関連個別計画］

○洲本市高齢者保健福祉計画及び第６期介護保険事業計画
○洲本市高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画（策定中）
○健康すもと21（第２次）計画

第３節　障害者施策の充実

現状

本市の障害福祉施策については、洲本市障害者基本計画や洲本市障害福祉計画（第１期～第５期）に基づき取り組んできており、障害福祉サービスなどの社会資源の充実、就労機会の拡大や社会参加の促進を図るなど、一定の成果を得てきていますが、年々増加するサービス利用希望者や増大するニーズに応えられる社会資源が、まだまだ不足しているのが現状です。

このような中、障害者施策を取り巻く環境は大きく変化し、国では平成 28 年４月には障害者差別解消法が施行し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。また、同年５月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが求められています。

さらに、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点からも、障害児・者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制整備が求められています。

［近年の取組成果］

○地域における総合的な相談支援体制の整備
○障害者理解の促進に向けた広報紙への記事掲載や淡路自立支援協議会との連携による研修会・集いの開催
○すもとしコミュニケーション支援ボードの作成、配布
○障害者移動手段確保事業の拡充

施策方針

障害のある人が自立した日常生活を営み、積極的に社会に参加できることを基本とし、日々の暮らしの中で、「つながり」「共生」「尊厳」を実感できる社会をめざして、障害のある人もない人もすべての人が当たり前にこころを通わせ、理解し合える暮らしやすいまちづくりをめざします。

主要施策

（1）ライフステージに応じた一貫した支援

障害者の自立した生活と社会参加を支援するため、障害者が自分の生き方を自分で決め、地域で安心してともに暮らすことができようライフステージに応じた支援に努めます。

また、障害のある子どもに対しては、子ども・子育て施策と連携しながら、地域全体で健やかな育成に努めます。

（2）相談支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域において自らが望む生活がおくれるよう、地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置を進めるともに、障害者が抱えるさまざまなニーズに対応していくために、相談支援専門員をはじめとした地域の支援者間のネットワークの構築を図り、多職種協働による一体的な相談支援に努めます。

（3）障害福祉サービスの充実

障害者の地域生活の実現とともに、施設入所者や精神障害者のさらなる地域移行や重度障害者の地域生活への支援といった多様なニーズにも対応していくため、障害福祉サービスを提供する事業者の量的拡大と障害特性に対応し得る質的向上を支援します。

（4）地域生活への移行・定着支援の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、住まいの確保をはじめ、身近な地域における居場所づくりや障害者本人が必要としているサービスの確保、移動支援の充実及び地域での障害者理解の促進に努めます。さらに、障害者や関係者に対して地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の周知と利用促進を図ります。

（5）障害者理解の促進

広く市民に対して障害者に関する正しい理解を促進するため、各種媒体や障害者団体などとの連携により、幅広い広報・啓発に努めます。また、学齢期からの福祉教育の実践をはじめ、地域や職場における福祉教育を推進します。

（6）障害者の自立と社会参加の促進

働く意欲のある障害者が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう障害者本人やその家族に対して、就業・生活支援センター等の専門機関の周知を図るとともに、障害者の就労に向けた知識や能力の向上のために就労系福祉サービスの利用を促進します。

また、障害があっても生きがいのある生活がおくれるよう、スポーツ・レクリエーション及び文化活動など、障害のある人が地域で活動しやすい環境づくりに努めます。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（5ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
入所施設から地域生活への移行人数（人）（累計）								
0	0	2	3	5	6	7		10
福祉就労から一就労への移行人数（人）（累計）								
6	6	7	8	9	10	12		18

［関連個別計画］
○洲本市障害者基本計画
○洲本市障害福祉計画及び洲本市障害児福祉計画

第４節　地域福祉の充実

現状

多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした福祉の推進のために「洲本市地域福祉計画」（平成 28 年度～2020 年度）を策定し、地域福祉の充実に取り組んできました。

また、地域福祉を推進する社会福祉協議会に対して支援を行い、各種ボランティア講座などを開催し、地域福祉を推進する人材の育成に取り組んできました。その他、地域で支え合うまちづくりを推進するために、社会福祉協議会の実践する小地域福祉活動を支援しました。

今後、市民が主体となった地域福祉を実現するため、各種ボランティア講座などを継続して開催するとともに、地域に暮らすさまざまな人々が抱える福祉課題を地域住民、各種団体、関係機関などがお互いに協力して解決できるようなネットワークづくりをより一層推進することが課題です。

［近年の取組成果］

〇ボランティアの育成や福祉学習の推進、市民への意識啓発
〇地域住民、各種団体、関係機関などによるネットワークづくりの推進
〇福祉有償運送事業者支援制度の実施

施策方針

子ども・高齢者・障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、人と人とのつながりを大切にし、市全体での地域福祉体制の整備を行い、地域で支え合うまちづくりを進めます。

主要施策

（１）地域の福祉ネットワークの形成

地域の福祉課題の解決を図っていくために、地域住民、民生委員・児童委員、各種団体、関係機関などによるネットワークづくりを推進します。

また、交流の機会づくりや見守り、支え合い活動を支援します。

（２）地域福祉を支える担い手づくり

市民が主体となった地域福祉の実現のため、ボランティアの育成や福祉学習の推進、市民への意識啓発を行います。また、地域福祉を推進するために、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の実践する小地域福祉活動、地域住民によるボランティア活動への支援を行います。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
ボランティア養成講座の受講者（人）								
1,424	1,500	1,510	1,520	1,530	1,540	1,550		1,600
登録ボランティア数（団体）								
111	113	114	115	116	117	118		123
登録ボランティア数（人）								
2,523	2,540	2,545	2,550	2,555	2,560	2,565		2,590

［関連個別計画］　○洲本市地域福祉計画

第５節　健康づくり・医療体制の推進

現状

平成 25 年３月末策定の「健康すもと 21（第２次）計画」は、平成 29 年度に中間評価を実施し、それに基づき、健康寿命の延伸、健康格差の解消に向け、さらに推進します。

生活習慣病予防の取組としては、「自分の健康状態や生活実態がわかり、自ら健康管理が行える」ように、生活習慣が確立する乳幼児期から高齢期まで途切れない継続した支援を行っていくとともに、特に健康への関心が低い若い世代への取組の継続と充実を図ります。健康状態や健康意識に地域や年代による格差がみられ、今後も地域・職域・医療・行政などが連携して主体的な健康づくりへの取組を支援する環境づくりを進めながら、健康格差の解消を推進します。

こころの健康づくりの取組としては、市民全体にこころの健康に対する理解を深め、こころの病気について正しく理解してもらえるように普及啓発、ゲートキーパーの人材育成等の活動を継続します。また、子どもの頃から「こころの教育」も進めます。

誰もが「生きることの包括的な支援」として保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関と連携を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない市」の実現をめざします。

地域医療については、一次救急（初期救急）は市直営の診療所や医師会の各医院などが対応し、二次（重症）・三次（重篤）救急は県立淡路医療センターを中心とする救急医療機関が対応するよう体制整備が図られており、両者が連携しながら地域医療にあたっています。応急診療所については、医師の派遣などにおいて地元医師会の協力をいただきながら、地域医療体制の確保に努めています。

また、小児救急において、淡路圏域の３市と３市医師会が連携して夜間と休日の診療を行い、関係機関と協力しながら医療体制の確保に努めています。

［近年の取組成果］

○生活習慣病の重症化予防への取組として、健康診査項目に eGFR 値の導入と洲本市 CKD 予防連携連絡票を用いた医療機関との連携（※）
○生活習慣病予防対策推進委員会で生活習慣病予防・重症化予防を目的とした洲本市食育応援店『洲本市御食国減る see 応援店』を募集
○自殺０（ゼロ）実現推進委員会で「洲本市“誰でも”ゲートキーパーの手引き」の作成
○自殺０（ゼロ）実現推進委員会で「こどものこころの教育プログラム（自殺予防教育）案」の作成

（※）慢性腎臓病（CKD）は、その重症度に応じて、ステージ１からステージ５の５段階に分類されています。
その指標となるのが「推定糸球体濾過量（eGFR）」です。
これは「腎臓にどれくらいの老廃物を尿へ排泄する能力があるか」を示しており、この値が低いほど腎臓の働きが悪いということになります。

施策方針

「健康すもと２１（第２次）計画」に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援することにより、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、市民の健康づくりを支援するための社会環境の質の向上を図ることで、健康寿命の延伸、健康格差の縮小の実現をめざします。

また、メンタルヘルス対策を推進することで、自殺者０（ゼロ）をめざします。

さらに、市民が心身ともに健康でいきいきと活躍できるように地域医療体制の充実をめざします。

主要施策

（１）健康づくりの実践と生活習慣の改善への対策の推進

自分の健康状態を正しく認識し、生活習慣病の発症や重症化を予防していくには、定期的に健診を受け、自分の身体や生活の状態を知ることが不可欠です。そこで、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう各種健診や教室等を通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組み、「自分の健康状態や生活実態が自分でわかる」支援を引き続き行います。

また、生活習慣病の重症化予防として、洲本市医師会や、腎臓病専門医等の関係機関との予防連携の仕組みを構築し、慢性腎臓病（CKD）予防の取組を実施します。

健康診査の体制については、市民が受診しやすい内容・環境づくりをめざし、より効率的・効果的な健診の実施に努めます。

そして、健康寿命の延伸を図るため、市民、地域、行政が一体となった健康のまちづくりをめざします。

（２）健康を支え、守るための社会環境の整備

平成 29 年度に実施した「健康すもと２１（第２次）計画」中間評価の結果をもとに、課題を整理し、生活習慣病予防対策推進委員会を基盤とし、地域との連携を図りながら、地域における食の環境づくりに取り組む活動を継続します。

（３）メンタルヘルス対策の推進

自殺０（ゼロ）実現推進委員会を基盤とし、あらゆる機会を捉えて、市民全体にこころの健康に対する理解を深め、こころの病気について正しく理解してもらえるように普及啓発、ゲートキーパーの人材育成の活動を継続します。

また、教育委員会と連携し、「子どものこころの教育プログラム（自殺予防教育）」が市内全小中学校に位置づけられるよう努めます。

平成 30 年度は、自殺対策基本法に基づき、誰もが「生きることの包括的な支援」として保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関と連携を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない市」の実現をめざして「洲本市自殺０（ゼロ）実現計画」の策定に努めます。

（４）地域医療体制の充実

一次医療機関と二次・三次医療機関の役割分担が進む中、一次医療機関としての地域医療体制の充実に取り組むとともに、継続したサービスの提供に向けて医師確保についても努めます。

目標指標								
実績	実績見込	目　標						
		前期（５ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
特定健診の２年間継続受診率（%）								
78.0	78.8	79.6	80.4	81.2	82.0	82.8		85.0
こころのゲートキーパーの養成数（人）								
645	358	400	500	600	600	600		600
乳児健診（４か月・10 か月児）参加者数・受診率（%）								
97.7	97.8	98.0	98.5	98.6	98.7	99.0		99.5
幼児健診（１才６か月・３歳児）参加者数・受診率（%）								
94.9	95.0	95.3	95.6	95.7	95.8	96.0		96.5

［関連個別計画］

〇健康すもと 21（第２次）計画
〇洲本市食育推進（第２次）計画

第６節　社会保障制度の適正な運営

現状

国では、少子高齢化等が進行する中、社会保障の充実と安定化、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成をめざし、社会保障と税の一体改革の取組が行われています。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核をなし、加入者の疾病や負傷などに対して必要な保険給付を行う医療保険として、市民の健康維持、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

平成 29 年３月末現在の加入状況をみると、世帯数は 7,202 世帯で、被保険者数は 12,048 人となっています。また、平成 29 年３月末現在の国民健康保険加入率は、26.7%となっています。

平成 20 年度より各医療保険者（洲本市国保）に義務づけられた 40 歳以上の加入者を対象とした特定健康診査と特定保健指導の実施については、「特定健康診査等実施計画」を策定し、健診費用の無料化、未受診者対策などの受診率向上のための施策を実施し、事業の推進に取り組んできました。

国民健康保険の財政状況については、健全性を維持していますが、医療費の高額化、国民健康保険制度の構造的な問題等により、厳しい状況にあります。平成 30 年度からは、県が財政運営の責任者となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担う制度改革が実施されますが、市は地域における事業を引き続き、担うことになります。

また、75 歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度については、保険料負担の公平性の確保に努め、保険制度の安定的な運営に向け、医療費の抑制を図るほか、保険料の賦課・徴収、保険給付の適正化に取り組んできました。

生活保護の状況については、平成 29 年３月末現在の生活保護世帯数は 395 世帯、受給者数は 482 人となっています。

生活保護世帯の特徴として、本市はもとより、国全体においても高齢者世帯が全体の５割以上を占めており、中でも単身高齢世帯を中心に増加しています。さらに近年、就労可能な年齢でありながら失業や自然災害により、収入が得られなくなった「その他の世帯」は大きく増加しましたが、平成２５年をピークに減少傾向となっています。生活保護世帯増加の大きな要因は、全国的な人口の高齢化や経済状況によるものであり、生活保護制度についても、現在、国において見直しの議論がなされており、その推移を見守り、法令に則った制度の適正な執行を心掛ける必要があります。

国民年金制度は、健全な老後の生活を維持するための重要な制度です。未加入者については、適用対策により、着実に減少しています。また、未納者については、減少傾向にありますが、未加入者ほど減少していません。未納の主な要因は、年金制度に対する理解や老後に対する準備の意識が低いことが問題であると考えられています。そのため、老後の所得補償の基盤となる公的年金制度の重要性を広く周知し、今後も日本年金機構や明石年金事務所との協力連携のもと、国民年金制度を分かりやすくお知らせしていく必要があります。

［近年の取組成果］　〇年金相談を毎月開催

施策方針

国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるともに、生活保護制度の適正な運用を図り、生活保護世帯の自立促進に努めます。

また、国民年金制度への正しい理解を深めるため、日本年金機構や明石年金事務所との協力連携のもと、制度の周知・啓発を図り、国民年金の未加入者・未納者の解消に努めます。

主要施策

（1）国民健康保険事業の適正な運営

特定健康診査・特定保健指導などの保健事業を推進し、被保険者の自主的な健康づくりを支援していくとともに、資格適用の適正化、レセプト点検の強化・充実による給付の適正化などにより医療費の抑制に努めます。

また、適正な国民健康保険税率の設定、滞納者対策の強化による国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

（2）後期高齢者医療制度の適正な運営

保険制度の安定的な運営に向け、健診受診率の向上対策に努めるとともに、兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の抑制を図るほか、保険料の賦課・徴収、保険給付の適正化に努めます。

（3）低所得者の生活援護と自立支援

今後は、保護世帯数の増加にかかわらず、保護人員を減少するよう、自立に向けた指導、支援を実施し、生活保護制度の適正な運用の実施に努めます。

また、生活保護に至る前の段階で、世帯の状況に応じて就労支援や助言などの自立支援を行い、生活困窮者自立支援制度の適正な運用に努めます。

（4）国民年金制度の適正な運営

国民年金制度を分かりやすくお知らせしていくことにより、国民年金の未加入者の解消に努めます。

目標指標

実績	実績見込	目　標						
		前期（5ヶ年）						後期（最終年）
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
保険税収納率（%）								
合 計 69.4	合 計 69.9	合 計 70.4	合 計 70.9	合 計 71.4	合 計 71.9	合 計 72.4		合計 74.9
現年課税分 92.9	現年課税分 93.1	現年課税分 93.4	現年課税分 93.7	現年課税分 94.0	現年課税分 94.3	現年課税分 94.6		現年課税分 96.1

滞納繰越分 14.1	滞納繰越分 14.3	滞納繰越分 14.5	滞納繰越分 14.7	滞納繰越分 14.9	滞納繰越分 15.1	滞納繰越分 15.3		滞納繰越分 16.3
生活保護世帯の自立に向けた指導・支援（%）								
1.07	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.01		0.96

［関連個別計画］

○第３期洲本市特定健康診査等実施計画